

1999年3月10日

鈴木 浩二 様

財団法人阪神・淡路産業復興推進機構
副理事長 大角 晴康

「一国多制度の産業振興策」御送付の件

拝啓 早春の候 御清栄の事と存じます。

さて大震災以来4年、そして産業復興推進機構発足以来3年を経過致しましたが、その間関係各位に大変御支援頂きました事につき厚く御礼申し上げます。

お陰様にて震災前の産業に復元する為の「復旧」に就きましては、各位の御尽力により可成の成果が挙がって参りました。

併し乍ら、バブルの崩壊と不況の到来、そして産業構造の転換期に直面するなど合憎の困難の故に、次世代経済活動につながるべき「復興」につきましては、残念乍ら期待されておりました成果を達成するには至っておりません。この為被災地のうち神戸市の様な大都市の場合、産業の復興なくして真の復興は達成出来ませぬが故に、現状では御支援頂いた各位の御期待に副えておりませぬ事を遺憾に存じております。

こうした「復興」達成度を評価致します上で、産業復興実務の重責を担う推進機構の立場から、不況等世間で知られています復興への障害要因以上に深刻な課題と致しまして、経済界の努力だけでは克服し得ない課題が底辺に奥深くあります事を強く感じております。

その課題の中で、特に日本が経済の超先進国に達したといわれ乍ら、未だ戦後成長期の古いシステムを抱えており、こうしたシステムの故に産業復興に行き詰りが生じております事を痛感致している次第であります。

私共が産業復興事業から得た教訓と致しましては、戦後成長期に求められました「一国一制度」のシステムから日本社会が一日も早く離脱して、先進国に普遍的な「一国多制度」のシステムに移行する必要があると考えます。そこで欧米先進国の実情調査を踏まえましてその必要性を明らかにすることと致し、「さくら総合研究所」の協力を得まして茲に「一国多制度の産業振興策」と題する報告書を取りまとめました。

産業復興に必要な課題の為のみならず、現在行き詰りをみせております日本全体の政治・経済・社会の課題への対応を考えます上の御参考にもなればと考え、産業復興の達成度が各位の御期待に副えておりませぬことに対するお詫びと共に、茲許報告書を謹呈申上げる次第でございます。

敬具

一国多制度の産業振興策

報告書

平成 11 年 3 月

財団法人 阪神・淡路産業復興推進機構

(調査協力 : 株式会社 さくら総合研究所)

はじめに

大震災から 4 年を経過し、その間行政主導による「行政プロジェクト」と経済界主導による「産業プロジェクト」の2つの分野で復興が進められて来た。4年間に亘る復興の達成度をみた場合、「行政プロジェクト」についてはインフラ、住宅(公的及び民間)等中核事業の復興は概ね順調に進められていて、地元自治体によればその達成度は復旧を越えて復興を 100%以上達成したとされているが、その評価は正しいと思う。

復興進捗度を判断する場合、行政プロジェクトと産業プロジェクトとはその評価の方法が本質的に異なる。行政プロジェクトの場合、産業の場合に必要な損益をふまえた「競争」への対応が通常必要でない上に、インフラ・住宅何れの場合もその復興進捗度を表す数字の把握が明確であり、又その数字が復興実体に合致した形で理解され易い。一方産業プロジェクトの場合損益をふまえた「競争」を左右する周辺事情への対応の把握が不可欠であり、その為に「物価変動、為替変動、産業構造変化、非被災地域企業との競争状況、輸出入に関連する外国産業との競争状況」等周辺事情が被災地企業の設備、技術、コスト、予想利益等に与える影響について、被災がなかった地域との対比を踏まえた達成度の推定比較が必要である。それなくして真の復興進捗度の評価は出来ないが故に、量的評価数値のない分野への推計も含めて考えた場合、被災地の産業復興の責任を負う推進機構の立場から見れば、その進捗度は 70%程度ではないかと推測されるのである。

大都市災害の場合「産業の復興」なくして真の復興を達成出来ない。併し上述の様な産業復興の進捗度の低さの故に被災地の復興全般に大きな懸念が持たれるのである。総務庁によると昨年 12 月の全国完全失業率は 4.3%であるが、昨秋の日銀調査によれば、被災地 10 市 10 町を有する兵庫県の場合 5.6%という高失業率を抱えているのである。若し今回の震災が産業の質的構造に大きな変革がなく且つ量的に成長を続けていた高度成長期であれば、行政プロジェクトと同程度に産業プロジェクトの復興も推進出来たかも知れないが、合憲、情報化への対応と国際競争に伴う空洞化という産業構造の大転換期に日本が直面している為に、震災前の産業への単なる「復旧」では次世代に繋がる「復興」の実現は極めて困難である。産業復興の場合、行政が主役である行政プロジェクトとは異なり復興の主役は経済界自身であり、「復旧」は或る程度迄達成出来たとしても、震災により経済界が蒙った経済的被害の大きさの故に、特に地域産業の中核を為す中小企業の場合、自力では次世

代経済を志向した「復興」は仲々達成出来ないのである。

そこで他の先進国並みに「復興」の為の被災地産業支援を中央政府に求めたが、経済における「地域平等行政」を守る為に吾々の支援要請は受け入れられなかつたのである。先進国のうち米国に代表される「地方分権連邦共和国家」の場合は平時より税制・規制は大幅に地方自治体に委ねられていて、自治体は自力中心で地域災害に対応出来る様になっており、一方英國に代表される「中央集権先進国家」の場合は中央政府が積極的に行政・産業両プロジェクトについて地域支援を行っており、その代表例が英國の「エンタープライズゾーン」方式である。そして中央集権先進国の場合、こうした地域支援は自然災害がなくとも地域産業振興の為に中央政府により積極的に行われており、日本で大論議を重ねた戦災地「沖縄」への経済支援などは、先進国である以上本来もっと早期に為されるべき当然の支援であった。勿論今回の震災の場合も通産省による「震災地区産業高度化システム開発実証事業」(IPAの委託事業)への支援や郵政省による通信・放送機構の「神戸リサーチセンター」と「神戸情報通信研究開発支援センター」への支援が行われており、何れも産業の「復興」への支援プロジェクトであつて私共は感謝している。併し中央政府の震災復興支援総額4兆3600億円のうち、産業プロジェクトへの支援は2200億円に過ぎず、その多くは経済界の自力による「復旧」努力に対する補助的支援であつて、日本が中央集権先進国家であるにも拘らず、復旧を越える復興への中央政府主導の支援の金額は限られている。産業への支援総額について「復旧」と「復興」とを分類した内訳数字は存在しないが、「復興」の趣旨に照らして推算した場合、上述の通産省・郵政省の支援額を含めて中央政府による産業の「復興」への支援額は2200億円の約二割前後であり、支援総額の約1%に過ぎないと推測されるのである。

こうした中央政府によるエンタープライズゾーン拒否の上に、戦後日本社会で発生した発展途上国にあり勝ちな異常土地高(先進国では通常みられず又バブル経済を生み出した要因ともなった)と震災後に表面化した不景気の故に、復興の起爆剤として期待した国内・国外からの企業誘致は進展せず、産業の場合復旧を越える真の復興は4年後の今も余り進展せず、行政プロジェクトに較べて産業プロジェクトの推進は著しく遅れているのである。産業の復興なくして都市災害の復興は進展しないが故に、産業復興の遅れている現在、折角復興が達成された行政プロジェクトが本来期待された程には活用されているとはいえないの

である。又被災地の産業復興の遅れが、経済的相関関係の極めて高い大阪、京都など関西一円の経済不振を増幅する。若しこうした災害が一極集中の中核である東京圏で起きた場合中央政府はどう対応する事になるのであろうか。民主主義の先進国の中核政府として東京圏だけを例外に扱うことは出来ないであろうから、中央集権・東京一極集中のシステムの故に東京災害は日本全土を被害に巻き込む事になるであろう。

そこで2年前に「さくら総合研究所」に調査協力をお願いして「ゾーニングを活用した地域・産業振興策の海外事例研究」という標題の許に、欧米先進国におけるエンタープライズゾーン方式による地域産業支援の調査を実施し、特に中央集権先進国において中央政府が地域の産業振興に対して支援を行っている実状をまとめたが、今回は「一国多制度の産業振興策」と題する調査を行うこととし「さくら総合研究所」に海外調査を含む協力をお願いした。というのはエンタープライズゾーン式地域支援を中央政府が拒否した背景にあるのは日本の行政の「一国一制度」方式であるが、この方式は発展途上国が産業支援の地域別例外を認めずに、国が一体となって「秩序と効率」を高めることにより、政治の安定を維持し経済の成長を遂げる為の制度であって、政治と経済に余裕をもつ欧米先進国に一般的な「一国多制度」とは本質的に異なるのである。欧米先進国の場合「多制度」を活用して社会と経済の多様性を高め、「一制度」では期待できない社会と経済への幅広い振興行政を行っているのである。勿論漸く一年前頃より「一国多制度」が日本においても社会的用語として使われる様になっては来たが、日本の場合経済の超先進国といわれ乍ら、未だ発展途上国型の「一国一制度」の行政形体を抱えていて、阪神・淡路大震災の産業復興から得られる教訓としては、この際日本社会に「一国多制度」論を提起致し、被災地の産業復興に関しては四年を経過した今も先進国である中央政府としての役割が未だ終っていない事を関係各位に理解頂くと共に、国内における将来の不測の都市災害に備え、又復興事業のみならず日本が現在直面している政治・経済の行き詰りを打破し、「秩序と効率」優先の画一的文化の発展途上国型社会から、情報産業時代に向けて多様性と創造性と文化性の高い先進国型社会への構造転換をはかるべく、それに必要な発想の突破口となる事も期待して、欧米先進国における「一国多制度」の実状をまとめた次第である。

財団法人阪神・淡路産業復興推進機構

副理事長 大角 晴康

1. わが国のゾーニングを活用した産業政策

本章においては、わが国の地域産業振興策の現状を、ゾーニングを活用した施策に焦点を当てて見ていく。まず、1992年に制度が出来て、現在全国22カ所に展開されている輸入促進地域(Foreign Access Zone; FAZ)の機能を整理して、それを踏まえて、沖縄と神戸の事例、沖縄特別自由貿易地域と神戸起業ゾーンとに焦点を当てたい。

(1) 輸入促進地域 (FAZ)

① FAZ の概要

FAZ とはフォーリン・アクセス・ゾーンの略で、日本語では輸入促進地域という。これらの地域は、輸入および対日投資の促進という国の政策のもと、92 年に制定された「輸入の促進および対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法」(95年改正)に基づき設定された。日本全国で 22 カ所の地域(98 年 2 月現在)が国の承認を受けている。具体的には、各地の空港や港湾を中心とする地域に物流施設などを整備し輸入関連業務を集積させて、大都市に集中していた輸入貨物の窓口を地方に拡大し輸入促進を図るとともに、この地域への参入者に各種のインセンティブを供し対内投資を促進しようというものである。また、この波及効果による各地域の経済活性化が期待されている。

各 FAZ では、各自治体と民間企業で設立された第 3 セクターが中心となって、輸入に関連する基盤施設(物流施設、ビジネス支援施設、加工、卸業務施設、展示場、会議場など)の整備を図るとともに、輸入関連ビジネスに関わる各種支援や広報活動、企業の誘致活動などを行っている。

② FAZ の要件

FAZとなる地域の要件としては、1) 港湾・空港及びその周辺地域であること、2) 輸入貨物が相当程度流通し、又は流通することが見込まれること、3) 港湾又は空港の整備及び輸入貨物を取扱う施設の状況からみてFAZの整備により、輸入の促進が相当程度図られると認められること、4) 輸入促進基盤整備事業に係る施設の整備及び輸入貨物流通促進事業の実施が確実と見込まれること、の4つの点が挙げられる。

これらの要件を満たす地域を選定するために、通商産業大臣、運輸大臣、農林水産大臣及び自治大臣は、FAZ整備に係る指針(ガイドライン)を作成する。都道府県又は政令指定都市は、その指針に従って地域輸入促進計画を作成し、1) FAZの区域、2) FAZにおける輸入貨物の流通の目標、3) 輸入促進基盤整備事業及び輸入貨物流通促進事業の内容、4) 設置させる国際経済交流を促進するための施設の整備に関する事項等を策定する。

③ 特定集積地区

また、FAZ のなかで、特定集積地区を設定する場合は、特定集積地区の区域、及び特定集積地区における輸入貨物の流通の目標を示して、都道府県又は、政令指定都市が作成し、主務大臣が承認した計画に従って行われる各種の施設整備等に対し、各種支援を実施することができる。

地方自治体では、FAZ 内へ進出する企業へのインセンティブとして、それぞれ税制上の優遇措置を設けている。なかでも、FAZ 地域内で特に輸入ビジネスを重点的に集積させるために設けられた地区を特定集積地区とよび、ここで新たに輸入関連ビジネスを行い、且つ一定の用件に適合する民間企業(輸入品を取り扱う製造業者、卸売業者、小売業者または、運輸業者)には、不動産取得税および固定資産税の減税、特別償却、特別土地保有税の非課税、の3点を柱とする税制上の優遇策が設けられている。

98年1月末現在、特定集積地区を設定している FAZ 地域は、神戸 FAZ、愛媛 FAZ、北九州 FAZ の3つの地域である。特定集積地区(FAZ 地域内で特に輸入ビジネスを重点的に集積させるために設けられた地区)で輸入関連ビジネスを行う事業者には、産業基盤整備基金による債務保証制度や、中小企業信用保険の特例制度、が用意されている。

FAZ 地域内で輸入関連ビジネスを行う事業者に対しては、金融面で以下の支援策がある。

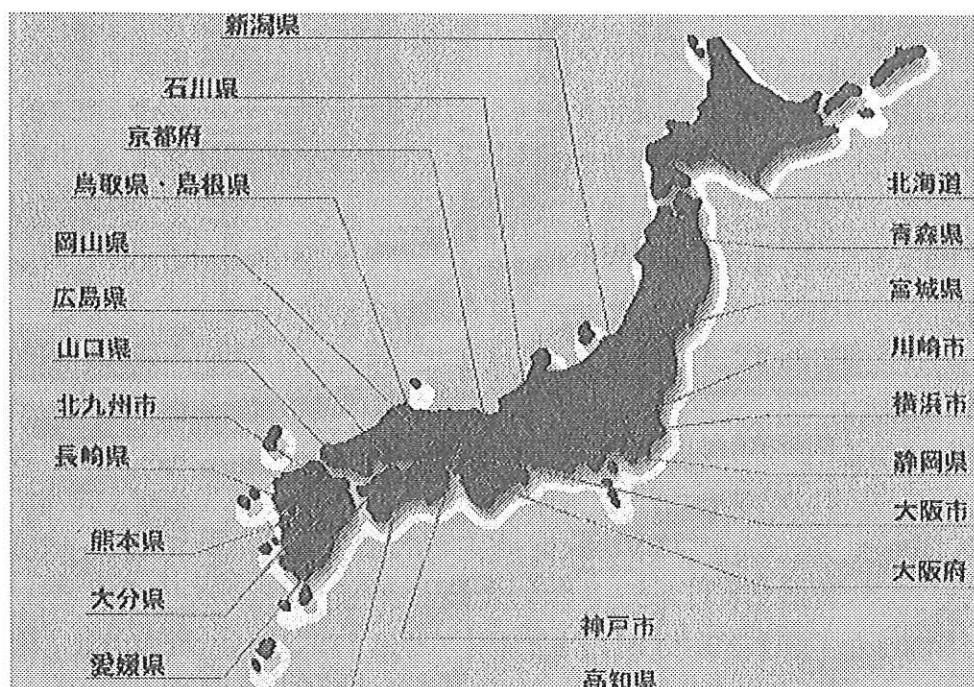
●日本開発銀行の「輸入促進基盤強化融資制度」

外国企業が日本に販売拠点を設ける場合や、日本の企業が輸入品の取り扱いを拡大しようとする場合、そのために必要な設備、施設の整備に要する資金を低利で融資するもの。たとえば、新規参入する外資系企業には、賃貸料、損害保険料などの設備以外の資金も融資の対象になる。

●中小企業金融公庫「輸入品販売円滑化資金貸付制度」

中小の小売業者、卸売業者を対象に、輸入品の販売の拡大に必要な設備資金や運転資金に対して融資するもの。特に FAZ 施設に入居あるいは FAZ 施設内の業者と取引のある輸入品卸売業者または小売業者には、超低金利融資の限度額が拡大される。

④ 全国のFAZ地域



1. 北海道(新千歳空港地域)
2. 青森県(八戸港地域)
3. 宮城県(塩釜港<仙台地区>・仙台空港地域)
4. 川崎市(川崎港地域)
5. 横浜市(横浜港地域)
6. 新潟県(新潟港地域)
7. 石川県(小松空港地域)
8. 静岡県(清水港地域)
9. 京都府(舞鶴港地域)
10. 大阪府(関西国際空港地域)
11. 大阪市(大阪港地域)
12. 神戸市(神戸港地域)
13. 鳥取県・島根県(境港地域)
14. 岡山県(岡山空港地域)
15. 広島県(広島空港地域)
16. 山口県(下関港地域)
17. 愛媛県(松山港地域)
18. 高知県(高知港地域)
19. 北九州市(北九州港地域)
20. 長崎県(長崎空港地域)
21. 大分県(大分港地域)
22. 熊本県(熊本港地域)

現在、以上全国で22カ所の輸入促進地域が指定を受けている。ただ、それぞれの地域について、画一的な施策が実施されている、というわけではない。この制度は、本来、地域経済の振興というよりは、米国からの要請により、輸入促進、国際収支の黒字幅の縮小という、いわば国全体の目標を達成するために創設されたものであり、一定の基盤整備と輸入手続きの簡素化というメリットをどのように活用するかということは、各地域の独自の取り組み如何にかかっている。

従って、様々な制約はあるが、地域独自の経済振興策を実施するための、基礎的な環境整備をおこなうという点では、本制度はそれなりに評価できるといえよう。沖縄特別自由貿易地域は、FAZの先駆けともいえる那覇港の沖縄自由貿易地域をもとに、制度を充実させて中城地区に創設したものであり、また、神戸起業ゾーンはFAZの仕組みに兵庫県と神戸市とが、独自の優遇策を付与したものである。以下、沖縄と神戸の事例を紹介し、わが国に於ける地域産業振興策の在り方を問いたい。

(2) 沖縄特別自由貿易地域の先進事例

① 注目される優遇内容

沖縄振興策の切り札として、98年に一部改正された沖縄振興開発特別措置法(FAZとは別の法律)に基づき、沖縄特別自由貿易地域が99年から本格的なスタートを切る。

従来、沖縄には、那覇港と那覇空港に隣接した地域に87年に創設された沖縄自由貿易地域があり、①保税制度上のメリット②通関の迅速性③税制・金融上の支援、の3点に優遇策のポイントをおいて、企業誘致が推進されてきた。

98年の特別法の改正により、従来の自由貿易地域の優遇策を強化すると共に、新たに地域を指定し、①立地促進所得控除制度により、35%の課税所得控除を認めるとともに、②地方税(不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税等)を減免するという、特別自由貿易地域を創設した。

まず手始めに、県中部の中城湾港新港地区を特別自由貿易地域に指定し、法人税対象所得の35%控除を柱とした強力な優遇策を打ち出して経済振興を図ることとなった。同地域に進出することにより、法人税軽減等の従来にない大幅な優遇措置を享受できることから、本邦及び外国企業の多くが同地域に関心を寄せることが予想され、同地域が沖縄経済振興の牽引車となることが期待される。

② 今後の展望

このように、沖縄振興策の主要措置として注目を集める特別自由貿易地域であるが、この取り組みが成功するかどうかは、沖縄のみならず各地の地域経済振興策の今後を占う意味でも大きな意義がある。

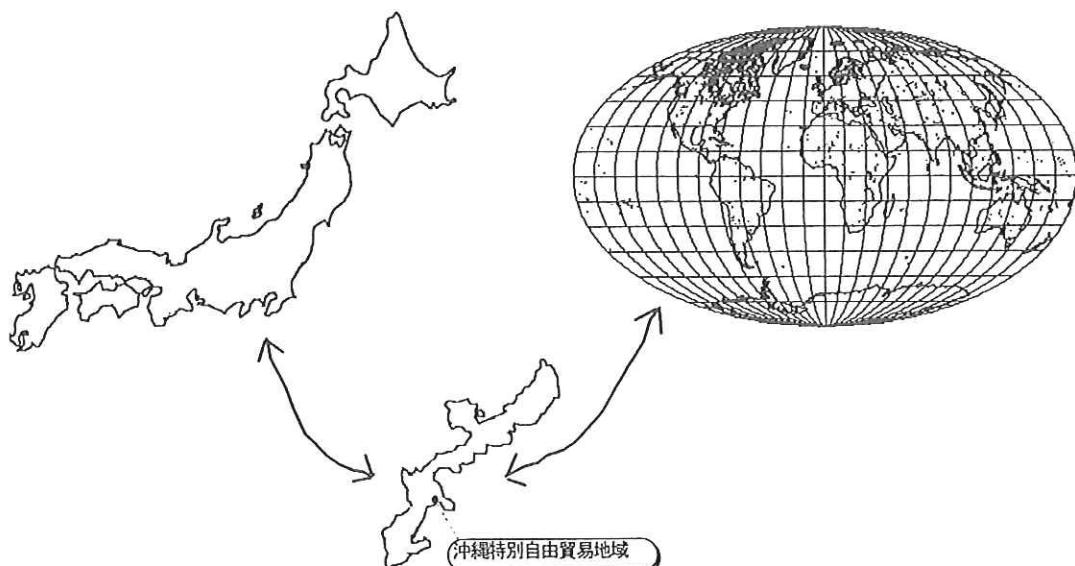
本制度は、従来全国画一的に行われてきた産業振興策に、地域毎の濃淡を付けるものとして、従来の一国一制度の原則から一步足を踏み出すものである。

この試みは、地理的・歴史的な諸要素によって、或いは、産業構造の転換や自然災害等の事由により、経済的な停滞に陥っている地域に対して、他の地域にはみられない思い切った投資優遇策を可能とするものであり、ゾーンニング(地域指定)を活用した産業振興策の本格的な導入として全国の先駆けとなる。

この試みを成功させるための鍵は、具体的な制度の運用に当たって、行政側が内外民間企業のニーズにあった迅速で柔軟な実務対応を行い、優遇策を実のあるものとすることだ。また、規制の緩和は、地元既存業者との関係調整をおこなう必要もあり、今後の検討課題も多い。

先の沖縄県知事選挙の結果を受けて、「沖縄政策協議会」が再開され、政府からのより積極的な沖縄振興策の諸施策を引き出す環境が整備されてきた。全国の先駆け、モデル地区として、沖縄の今回の試みが成功し、行き詰った日本の産業政策に新機軸を開くことができれば、手詰まり状態の日本の地域産業振興策に新たな一手法を確立するものとして、同様の手法が他の地域でも採用されることとなろう。

沖縄特別自由貿易地域の主要優遇策・主要機能



特別自由貿易地域の主要優遇策

立地促進所得控除制度

沖縄振興開発特別措置法により創設された特別自由貿易地域内で新たに設立され、専らその地域内で製造業等を営む法人として特別法上の認定を受けたものについて、新設後10年間、その地域内で生じた所得の3.6%につき、法人税の家財所得から控除。(法人事業税住民税法人割合も同様)

地方税の課税軽減制度

事業税、固定資産税を5年間免除するとともに、不動産取得税、特別土地保有税、事業所税を非課税とする。尚、地方税の減収部分については国から地方自治体に補填。

加工・製造

原材料・部品、半製品を輸入し、加工、製造、組立を行い製品を海外へ輸出または日本本土へ移出する。

中継・備蓄

外国貨物を関税や消費税が課されない状態(保税)で保管し、国外、国内の需要に応じて輸出、移出する。

自由貿易地域・特別自由貿易地域の 主要機能

品質調整

外国商品の内容点検、洗浄、改裝を行い消費者ニーズや関係法規に適合するよう最終調整・仕上げを行う。

展示・取引

外国商品を保税のまま展示し、商談の場として活用する。

沖縄振興税制の概要

名 称	特別自由貿易地域 (新設)	自由貿易地域	工業等開発地区	情報通信産業振興地域 (新設)	観光振興地域 (新設)	創造的中小企業支援 (新設)	沖縄型特定免税店 (新設)
概 要	自由貿易地域とは別の概念で国内外からの投資を積極的に進めるための地域。	現行那覇地区の立地企業に対する支援措置の拡充。	現行 11 市町村の立地企業に対する支援措置の拡充。	新たに地域を指定し、当該産業の集積を進める。	新たに地域を指定し、当該産業の集積を進める。	中小創造法の指定事業者に対する税制上の優遇措置の拡充。	沖縄からの出域者向けに特定免税店を設置。
対象地域	中城湾港工業団地、豊見城地先等が指定見込み(※1) (30ha 以上の土地)	現行那覇地区	現行 11 市町村 (名護市、具志川市、石川市、沖縄市等)	工業等開発地区 + α (那覇市、浦添市等)が指定見込み(※1)	現行リゾート法対象地域 + α (ショッピングモール候補地)が指定見込み(※1)	県内全域	空港の出域待合所内
対象業種	製造業、梱包業、倉庫業	工業等 5 業種 (製造業、梱包業、倉庫業、卸売業、道路貨物運送業)	工業等 5 業種 + 電気業	情報通信産業 6 業種 (ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、映画ビデオ制作業、情報記録物製造業)	リゾート法対象施設 (スポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設) + 販売施設	中小創造法指定業種のうち沖縄県内の戦略的産業(情報産業、観光産業等)	
国税	<input type="radio"/> 立地促進所得控除制度 域内に新規立地する企業のうち常時雇用者数 20 人以上の企業については、課税対象額の 35% を 10 年間非課税。 <input type="radio"/> 投資税額控除 機械 15%、建物 8%、法人税額の 20% 限度、繰越 4 年、上限額 20 億円 <input type="radio"/> 特別償却 機械 50%、建物 25% <input type="radio"/> 自由貿易地域投資損失準備金制度	<input type="radio"/> 投資税額控除 機械 15%、建物 8%、法人税額の 20% 限度、繰越 4 年、上限額 20 億円 <input type="radio"/> 特別償却 機械 50%、建物 25%	<input type="radio"/> 投資税額控除 機械 15%、建物 8%、法人税額の 20% 限度、繰越 4 年、上限額 20 億円 <input type="radio"/> 特別償却 機械 34%、建物 20%	<input type="radio"/> 投資税額控除 機械 15%、建物 8%、法人税額の 20% 限度、繰越 4 年、上限額 20 億円 <input type="radio"/> 海外投資損失準備金制度	<input type="radio"/> 投資税額控除 機械 15%、建物 8%、法人税額の 20% 限度、繰越 4 年、上限額 20 億円	<input type="radio"/> 投資税額控除 機械 15%、建物 8%、法人税額の 20% 限度、繰越 4 年	
(投資下限額)	1000 万円 (建物、機械及び装置など)	1000 万円 (建物、機械及び装置など)	1000 万円 (建物、機械及び装置など)	1000 万円 (建物、機械及び装置など)	5000 万円 (建物、機械及び装置など)	250 万円(賃貸)、340 万円(リース)、1000 万円(建物)1300 万円(〃)	
関税	<input type="radio"/> 選択関税制度の実施 一定品目を除き(※2)、製品関税を適用可能	<input type="radio"/> 選択関税制度の実施 一定品目を除き(※2)、製品関税を適用可能					<input type="radio"/> 関税免除の特定免税店の設置(一人 20 万円限度)(※2)
地方税	<input type="radio"/> 地方税(事業税(5 年)、不動産取得税、固定資産税(5 年))の課税免税 (減収補填あり) <input type="radio"/> 特別土地保有税の非課税 <input type="radio"/> 事業所税の非課税	<input type="radio"/> 地方税 (事業税(5 年)、不動産取得税、固定資産税(5 年)) の課税免税 (減収補填あり) <input type="radio"/> 特別土地保有税の非課税 <input type="radio"/> 事業所税の非課税	<input type="radio"/> 地方税 (事業税(5 年)、不動産取得税、固定資産税(5 年)) の課税免税 (減収補填あり) <input type="radio"/> 特別土地保有税の非課税 <input type="radio"/> 事業所税の非課税	<input type="radio"/> 地方税 (事業税(5 年)、不動産取得税、固定資産税(5 年)) の課税免税 (減収補填あり) <input type="radio"/> 特別土地保有税の非課税 <input type="radio"/> 事業所税の非課税	<input type="radio"/> 地方税 (事業税(5 年)、不動産取得税、固定資産税(5 年)) の課税免税 (減収補填あり) <input type="radio"/> 特別土地保有税の非課税 <input type="radio"/> 事業所税の非課税		
(投資下限額)	1000 万円 (建物、機械及び装置など)	1000 万円 (建物、機械及び装置など)	1000 万円 (建物、機械及び装置など)	1000 万円 (機械・装置) 1 億円 (建物)	1 億円 (建物)		

(太字は新たに平成 10 年度から盛り込まれた措置。)

※1：具体的な指定地域は、今後、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興開発審議会の議を経て、沖縄開発庁長官が指定する予定。

※2：具体的な対象外品目については、関税暫定措置法の施行令で指定され、7 月を目途に施行される予定。

(3) 神戸起業ゾーンの事例

① 神戸起業ゾーン設立の経緯と概要

神戸起業ゾーンは、中央政府の施策である FAZ とは別に、県市のレベルで独自の企業誘致振興策を打ち出したものとして、その動向は注目に値する。この施策は、震災復興の後ろ盾として、地元財界の支援を受けて、兵庫県および神戸市が条例を定めることにより、制度が作られたものである。

兵庫県は「新産業構造拠点地区の形成による産業復興の推進に関する条例」を神戸市は「神戸起業ゾーンの設定及び当該ゾーンにおける支援措置に関する条例(略称:神戸起業ゾーン条例)」を制定し、平成 9 年 1 月 1 日に施行させた。(詳細は別紙の表参照)

兵庫県と神戸市の対象地域には定義上の差異があるが、当面はポートアイランド第2期地区を適用の対象としている。

兵庫県の優遇策の内容

- 「新産業構造拠点地区の形成による産業復興の推進に関する条例」
- 不動産取得税、固定資産税の軽減、オフィス賃貸料補助制度の創設
- 企業誘致促進融資制度、進出調査費補助制度の創設
- 新産業創造プログラム、新産業創造キャピタルの拡充
- 外国人研修生受け入れ事業の拡充
- 規制緩和等の促進

神戸市の優遇策の内容

- 神戸市「神戸起業ゾーン」
- 固定資産税、都市計画税の50%軽減(3年間)
- 事業所税の減免、建築費の補助利子補給

② 神戸起業ゾーンの現状と今後の展望

神戸の中心地、JR三宮駅から新交通システム、ポートライナーに乗り換えて南へ約4キロ。従来は人口島の最南端であった市民広場駅で下車すると、そこからはムービングウォーク(動く歩道)が延びて、ポートアイランドの第1期部分と第2期部分とを結んでいる。1981年に開催されたポートピア博覧会は、ポートアイランドの第1期部分の完成を内外にアピールした。その後、神戸市では人口島の第2期造成に取りかかり、現在総面積390 ha の造成を完了、土地の所有者である神戸市から進出企業に用地の分譲がなされている。

第2期の埋め立て地390 ha は、大きく3つの部分に分けられる。西端の部分は再開発用地として、神戸市内に立地している既存製造業の移転先としての用地であり、既存都市部の再開発と新規の用地開発とを相互補完的に同時に進めようとする狙いである。

すでに市内から移転を完了して新たに操業を開始した企業もある。東側の港湾物流用地は、神戸港の港湾機能を最大限に活用して、物流交通基地としての機能を高める狙いがある。15メートルの大深水のコンテナ・バースの港湾を整備し、フォーリンアクセスゾーンのメリットを活用し、隣接地に倉庫物流基地としての機能を併せ持たせようという試みである。3年前の関西空港開港時には神戸シティ・エアー・ターミナルが他の施設に先駆けて開業している。これに対して、中央部は都市型の開発を目指している。南端の大規模集客用地は、人々の交流を促進する目的で、人口島に活発な人の往来が見込まれるような魅力的な施設の誘致を目論んでいる。

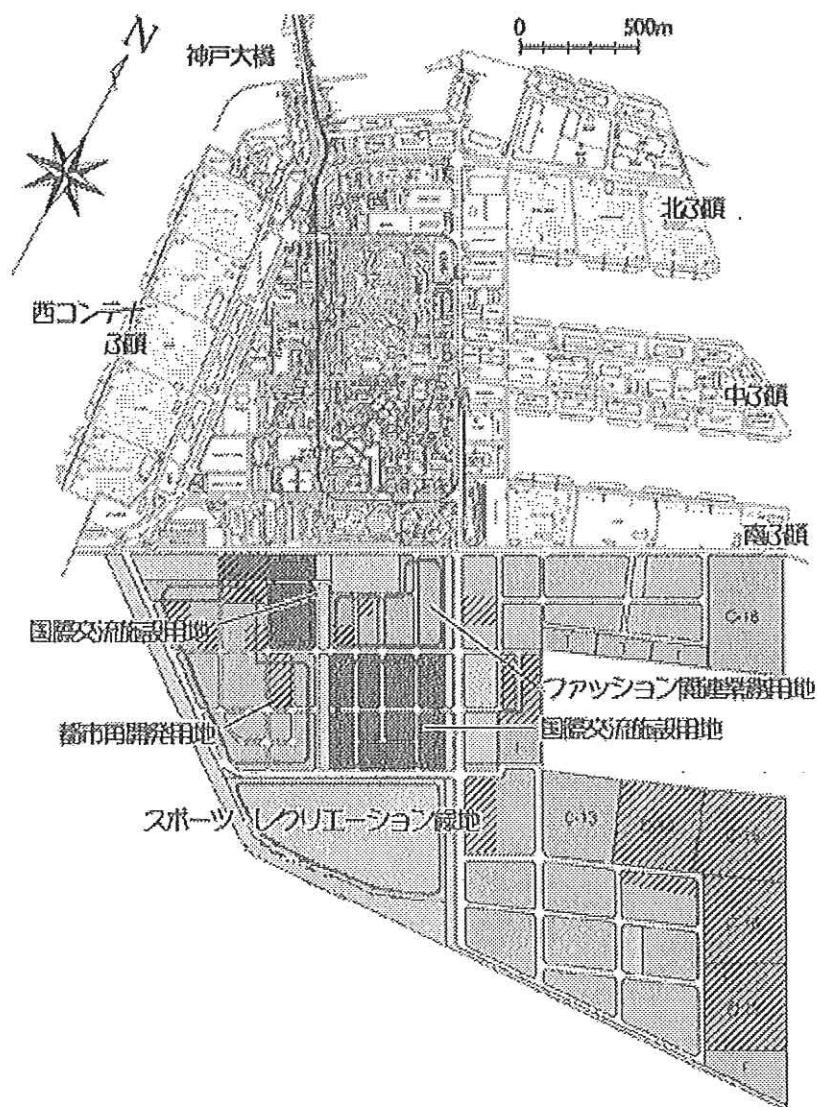
そして中心部の国際交流ゾーン、ファッショントピア地区は、オフィス用地としての新都市の中核機能を担う役割が期待されている。現在、この地域の中核となるべきパイロットビルが来年の完成を目指して建設途上にあり、将来的にはこのビルを中心に、国際的な情報発信機能を持った新都市が形成されることが見込まれる。

神戸起業ゾーンの取り組みは、自治体独自に優遇策を賦与するものとして注目に値するが、その独自の優遇策が契機となって企業誘致を成功させるには、必ずしも十分に魅力的とは言えないようである。土地の売却代金の抑制を図るとともに、リース方式を含めた進出のためのコストの引き下げ、土地利用を中心とする規制の緩和が望まれる。

神戸地域の震災復興はまだその途上にあり、産業面での復興もまだ今後の課題とされる部分が多い。同時に従来の重厚長大型産業依存の体質の転換をはかり、新産業の育成を図っていくことが期待される。ポートアイランド第2期の開発については被災地域の産業復興をリードするものとして、今後とも注目ていきたい。

自治体の企業誘致条例比較

項目	兵庫県の条例	神戸市の条例
名称	新産業構造拠点地区の形成による産業復興の推進に関する条例	神戸起業ゾーンの設定及び当該ゾーンにおける支援措置に関する条例 :略称 神戸起業ゾーン条例
対象地域	新産業構造拠点地区	市長が指定する区域(ポートアーランド第2期)
対象事業分野	5つの分野 ・医療・福祉に関する分野 ・生活文化に関する分野 ・環境に関する分野 ・情報・通信に関する分野 ・国際化に関する分野 (食料品および物流に関する分野と県内移転は優遇措置の対象外)	5つの分野(10の類型あり) ・生活文化に関する分野 ・情報・通信に関する分野 ・国際化に関する分野 ・集客に関する分野 ・物流に関する分野 (類似する事業として市長が特に必要があると認める事業)
対象内容		対象事業、中核施設整備
税 固定資産税	FAZ法活用による課税特例 大規模償却資産 9/10~1/8 軽減	3年間 1/2 軽減(土地を含む) (課税標準額 1.7%／年→0.85%／年)
税 都市計画税	<不動産取得> 取得時 1/2 (土地を含む。限度額 2億円) FAZ法活用による課税特例 家屋・土地 9/10 又は 1/2 軽減	<事業所税> 中核施設 ・新增設 免除 (6,000円／m ² →0円／m ²) ・面積割り 3年間 1/2 軽減 (600円／m ² →300円／m ²)
補 助 建築費補助		建築設計費及び建築費の10%
補 助 家賃補助	テナント企業および新産業 500円／m ² ・月×3年 (限度:100万円／年・社)	国際ビジネス交流基盤施設に入居する外国企業 1,000円／m ² ・月×6年間 ただし、国際ビジネスサポート施設に入居する外国企業については別に 1,000円／m ² ・月×6年間
補 助 進出調査費補助	国内企業 補助率 1/2、限度額 200万円 外国企業 補助率 2/3、限度額 400万円	
新産業創造	新産業創造プログラムの拡充 研究開発 5,000万円→7,000万円 企業化 500万円→700万円 補助率 1/2 → 2/3	
利子補給等	<制度融資> 総投資額の80% (ただし上限を設定) 企業誘致促進融資制度 (限度:10億円、利率:固定、期間:15年(うち据置2年))	<利子補給> 中核施設 県の制度融資の80%を超える部分につき 民間からの借入金で建築費の25%以内で 利子補給1%以内
新産業創造	新産業創造キャピタルの拡充 投資規模(特別枠):年4億円	
外国人研修生受入れ	受け入れ国の拡大 受入企業の調査・選定 日本語研修等の実施等	
期限	平成14年3月31日まで	平成14年3月31日まで



平成9年8月時点(単位:ha)

用 途	分譲予定面積 (未着工部分を含む)	分 譲 状 況		H9年度來 分譲比率
		分譲済み	H9年度予定	
都市再開発用地	29.1	2.6	0.5	10%
ファッション関連用地	10.4	0.5		5%
国際交流施設用地	29.0			0%
下水処理場用地	3.6	3.6		100%
スポーツ・レクリエーション用地	35.6			0%
港湾物流用地	82.0	3.5	4.9	10%
埠頭用地	88.4	30.7	43.8	84%
計	278.1	40.9	49.2	32%

2. 海外の産業振興策の事例

今回の調査では、一足先に経済の成熟段階を迎えた先進諸国の事例として、英仏独米の4カ国の事例を検討してみた。先の「ゾーニングを活用した地域・産業振興策の海外事例研究」における米、英、独現地調査を踏まえ、今回は、英国スコットランドとドイツバイエルン州の現地調査に基き本報告書を取りまとめた。

これら4カ国は、それぞれわが国とは同一ではない政治経済の仕組みを持っている。それぞれに中央政府と地方政府の役割・関係が同一ではない。英仏においては中央集権制であるのに対して、独米においては州政府の権限が強く、連邦制の国家である。但し、その国家体制の違い(中央集権制か連邦制か)にも関わらず、4カ国において共通している点は、何らかの事情により、経済的な困難・停滞に見舞われた地域に対しては、それなりの地域産業の支援策が取られているということである。

中央集権的とされる英仏においては、中央政府が、スコットランド省等の機関に、地域経済振興のための当該地域専門の部署を設けて、これに対応している。当然、予算も中央政府の段階で、各種優遇策・減税補填等の財源を組んでいる。これに基づき、各地域では、土地の分譲・貸与、労働者の教育等の付加的な施策を加えている。

また、独米のような連邦制の国家においては、税制や規制の面での権限の強い州政府がその自主財源を確保している。ドイツにおいては、旧東独4州の財政補助のための資金を旧西側12州で負担しているが、それを除けば、基本的に各州が自主財源に基づき経済振興策を行い、連邦政府はそのような各州の施策を支援するという立場に立っている。振興地域等の地域の指定に際しては、連邦レベルで各州間の合意に基づきなされるが、基本的に自らの州の産業振興は自らの州で行うという原則のもと、各地域で柔軟な施策が取られている。

また、米国においては、連邦政府が主導して、フォーリン・トレード・ゾーン(FTZ: Foreign Trade Zone)やエンタープライズ・ゾーン(EZ: Enterprise Zone)等の地域指定を行って、産業振興、都市の活性化等の事業の促進を促すとともに、各州で独自の産業振興策を行っている。

以上、総括すると、中央に税収を集中させる方式の中央集権制の英仏においては、中央政府の財源を使って、経済的に支援の必要な地域に対する支援策を行っており、また、一方、独米の連邦制の国家においては、州政府の段階で自主財源と許認可権限とを確保して、各州が独自の産業振興策を行っている。

これに加えて、英仏独のEU加盟国においては、EUのガイドラインに従って、投資に対する優遇措置に一定の規則付けがなされようとしている。国家という概念が一層希薄になって、地域がますます前面に押し出される格好となっているといえよう。

成熟経済のゾーニング

国名	施策名	特徴
イギリス	エンタープライズゾーン	1981年から、国内の経済衰退地域の産業を活性化させる目的で設立。期限10年の时限措置であり、大半は指定期間がすでに終了。
ドイツ	連邦合同投資計画	旧西独を167の地域に分けて、支援が必要な地域に対しては、連邦と州が合同で、最大18%の投資補助を行う(旧東独地域に対しては、より強力な別途支援制度あり)。
フランス	免税特権地域	州ごとに独自の取組みをしている。エンタープライズゾーンという呼び名が多いが、州ごとにその内容は異なっている。
アメリカ	エンタープライズゾーン等	州ごとに独自の取組みをしている。エンタープライズゾーンという呼び名が多いが、州ごとにその内容は異なっている。

(1) 英国スコットランド

① 地域選択援助 Regional Selective Assistance(RSA)

スコットランドでは英国の他の地域と同様に、Regional Selective Assistance (RSA)と呼ばれる地域開発政策を1995年10月から採用している。この政策に基づき、スコットランド全域を開発地域、準開発地域、指定地域外の3つの地域に区分して、開発地域への投資に対しては、最高投資額の 30%にあたる金額をグラントとして付与する仕組みである。これに加えて、低利融資等他の資金調達の支援も行う。

RSA は特別補助金で、援助地域に雇用を創出するプロジェクトの、固定資産コストに対して交付される。進出する地域やプロジェクトの内容によって補助率は変動し、最高率は資産コストの 30%である。また補助金の上限は、固定資産コストと創出される雇用数を基にして決定される。この固定資産コストには、新品あるいは中古の生産設備や建物、不動産の購入コスト、用地の整備費用、それに車両(敷地内だけで使用される車両のみ)が含まれる。交付対象は全ての製造・サービス産業で、補助金額はプロジェクトごとに決まる。

地域選択援助金適用の条件としては、1)地元及び英国の経済が明らかに恩恵を受けること、2)プロジェクトが商業的に現実的なこと、3)援助地域(開発地域と中間地域)でプロジェクトを実施するために補助金が不可欠であること、の3点である。

RSA の交付は、单一事業者に対して一度だけではない。プロジェクトの条件によっては、後続するプロジェクトにも交付される。資金的な支援と共に、土地の購入、各種許認可の取得等についても企業庁で支援をしている。英国内にも土地の利用や各種業務展開についての許認可事項は多いが、中央政府、スコットランド省関連は企業庁が担当し、各コミュニティの管轄分野については傘下の地域開発公社が担当している。各種許認可取得は最長でも6週間以内との内部のガイドラインがある。これらのサービスを提供することにより、実質的な規制の緩和を進めている。また、スコットランドには現在2つのエンタープライズゾーンがあり、このうち Lanarkshire Enterprise Zone は2003年までの指定期間を残している。当該 EZ は開発地域に区分されており、エンタープライズ・ゾーン(EZ:Enterprise Zone)の優遇策と併せて RSA のプログラムの各種特典を享受することができる。

尚、RSA と EZ は別の法律により定められている。たまたま、EZ は RSA の指定地域内であるので、Lanarkshire の EZ においては、RSA と EZ の両方のインセンティブが受けられることとなる。ただ、EZ はインフラ整備が進んでおり、一定以上の資本装備が進んだ業種の進出がふさわしい。資本の集約度が低い産業はむしろ、EZ 以外の地域のほうが採算があうということになる。結果として、EZ も EZ 外の地域も企業誘致に際して直接的な競合関係ではなく、両者棲み分けが適切に行われている。

② エンタープライズゾーン

また、RSAと併存する形で、1981年よりエンタープライズゾーンの施策が展開されている。このエンタープライズゾーン政策は、深刻な経済の停滞に悩む地域の活性化を図るため英國政府による産業振興政策の一環として、限定したゾーンに 1) 商工業用建物への投資の損金参入、2) 商工業用建物への地方税(RATE)の課税免除、3) 事業計画手続きの簡素化の3点を柱とした投資優遇策を付与するものである。

この制度は、1970年代の後半のピーター・ホールの発案を受けて、1979年に保守党政権が成立するによんで、同党のジョフリー・ハウにより進められた産業振興策である。その特徴は、国内の経済的に衰退している地域のなかから、特定の地域を指定して、当該地域のインフラを整備して土地・建物を安価に分譲、貸与し、地域内の開発について諸手続きの簡素化を図り、税制優遇等の経済的な見返りを与える、というものである。

また、これらのゾーニングは10年間の期限指定であり、1981年から1982年にかけて11地区が、1983年から84年にかけて14地区が指定された。主な優遇策は、1) 商工業用資産についての地方税(Rates)の免除、2) 商工業用建物の新築、増築等に対する資本支出についての法人税、所得税の資本控除、3) 産業教育費の徴収及び産業教育局への報告義務からの雇用者負担免除、4) 開発計画認可手続きの簡素化、5) その他行政手続きの迅速化、6) 政府に報告すべき統計情報資料の負担軽減とされている。

EZは指定された日から10年間有効であり、各地域の当局や都市開発公社によって運営、管理される。地域によって規模や特徴もまちまちで、ビジネスパークとして開発された地域であったり、産業基盤の整備された工業団地であった地域も含まれている。いずれの地域においても、用地の購入や賃貸が可能であり、種々の規模の建物付き用地もある。魅力的な労働環境を提供すべく、緑地などの周辺環境が整備された地域もある。EZに立地する主な利点は、EZが援助地域内にある場合、EZ内に拠点を置く企業は地域選択援助(RSA)の対象となり、また他に訓練補助金などの援助が受けられる場合もある。一方、特定の産業については適用に制限がある。

産業振興地域所在地:

<u>イギリス</u>	期間満了日
Sunderland (3 地域)	2000 年 4 月 26 日
EastMidlands (7 地域)	2005 年 9 月 - 11 月
Rotherham (6 地域)	2005 年 11 月 2 日
EastDurham (6 地域)	2005 年 11 月 28 日
TyneRiverside (11 地域)	2006 年 2 月 - 8 月
<u>スコットランド</u>	期間満了日
Inverclyde (11 地域)	1999 年 3 月 2 日
Lanarkshire (10 地域)	2003 年 1 月 31 日

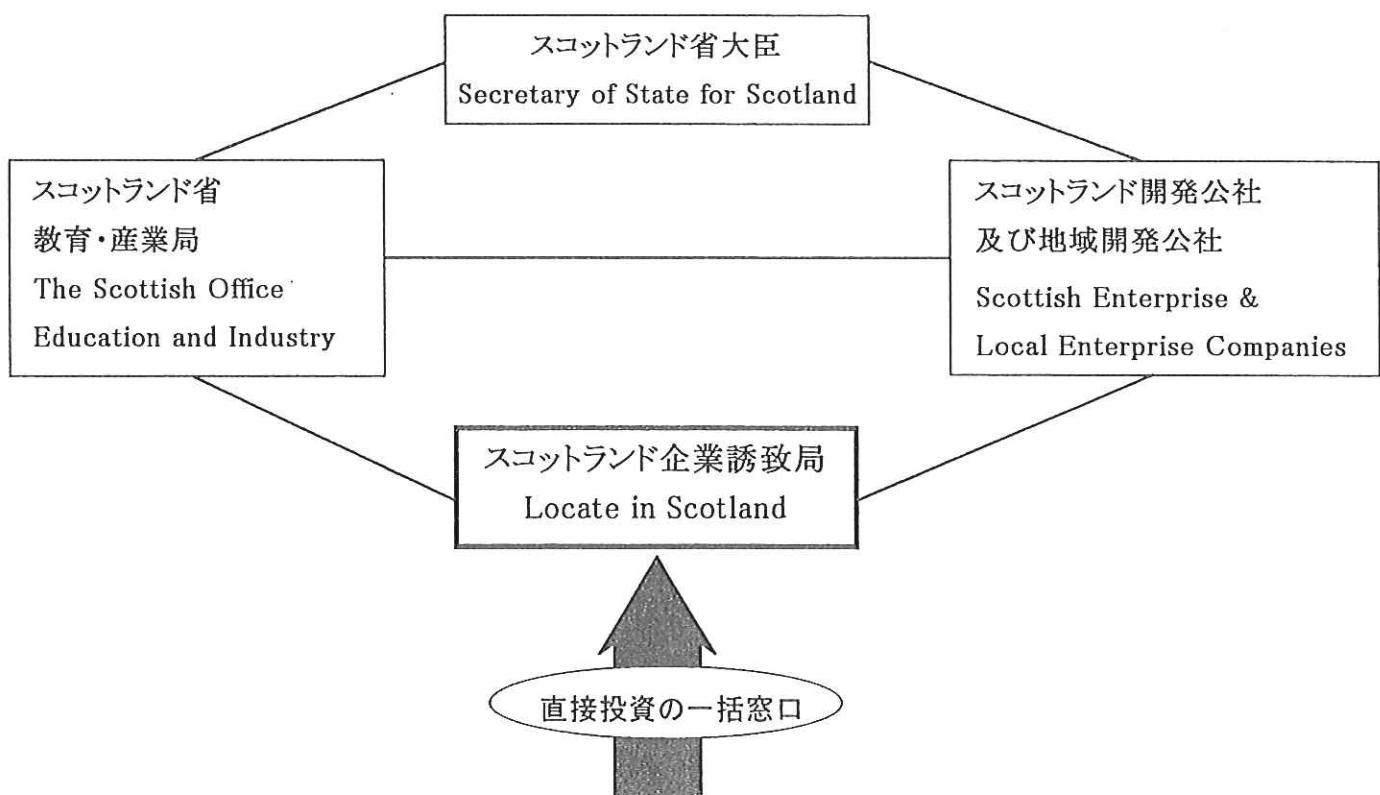
③ スコットランド企業誘致局（LIS）の機能

英国は中央集権の国家であるが、スコットランドにおいてはスコットランド省を中心に、地方自治が進んでいる。経済振興の面では、スコットランド企業誘致局（Locate in Scotland:LIS）が中心となり、自治体の地域開発公社と連携して、独自の施策を展開している。

LIS は、英国政府スコットランド省とスコットランド開発公社を母体とする政府機関で、1981 年に設立された。グラスゴーに本部を置き、世界各地に 11 の事務所と、約 90 名のスタッフを擁している。LIS の第一の任務は海外企業をスコットランドへ誘致することであり、スコットランドへの直接投資の一括窓口として、進出に際して必要とされるあらゆる情報の収集や調査、それに基づくアドバイス等、多様なサービスの提供をしている。

企業誘致局は新規投資家の誘致に重点を置き、スコットランド省は既存企業の対応を中心としている。スコットランドに 13 カ所ある地域開発公社と連携して、スコットランドへの投資を誘致するのが企業誘致局の努めであるが、具体的な用地の選定、誘致条件は地域開発公社が主導して、各コミュニティと連携して従事している。

スコットランド企業誘致局（LIS）と各組織等との関係



④ LIS の主な活動

LIS では企業に対するスコットランド進出のための援助、進出後のアフターケア、そして拡張プロジェクトの支援まで、広範囲なサポート体制を取っている。1996/97 年度に LIS が扱った直接投資プロジェクト数は 86 件、投資総額は 31 億ポンドを越えた。主な活動は以下の通りである。

- ・企業進出をする上で必要な経済、産業、雇用状況等の情報収集および提供
- ・ニーズに合った候補地や建物(既存および新設)等の包括的な準備と提案
- ・適切な現地サプライヤーの選択やコストの試算、地元産業・地方自治体への紹介
- ・従業員の採用とその訓練に対するサポート
- ・プロジェクト補助金や訓練補助金およびその他の援助を含めた、資金援助パッケージの作成
- ・銀行やベンチャーキャピタル、およびインベストメント・マネージャーを含む現地民間金融機関への紹介
- ・進出企業への定期的なコンタクトとアフターケア

また LIS 本部には法律、財務、会計、労務、土木および建築等に精通した経験豊富な専門職員がおり、企業がより有利でスムースな事業の立ち上がりができるよう、支援をしている。また現地での企業活動をより円滑に進められるよう、ヨーロッパの商慣習についても助言をしている。

⑤ スコットランド企業誘致局の成果

スコットランド企業誘致局では、1995年から1997年度までに通算257件、50億ポンド超の投資を誘致し、約4万5千人の雇用を創出した、これに要した補助金は総投資額の1割程度とのことである。補助金に対する投資誘発は約10倍、従って、一人当たりの雇用の創出するための費用は1万ポンド余り、200万円程度ということになる。(ドックランドの事例では、約10億ポンドの財政からの支出で、100億ポンド程度の投資を誘発し、約6万人の雇用が創出されたものと見込まれる。ドックランドの方が不動産投資の性格が強かったことにより、スコットランド企業誘致局のほうが政府支出に対する雇用創出効果は良好であった。尚、ドックランドの事例の詳細は平成9年3月「ゾーニングを活用した地域・産業振興策の海外事例研究 報告書」9頁参照。)

スコットランド企業誘致局の投資誘致実績

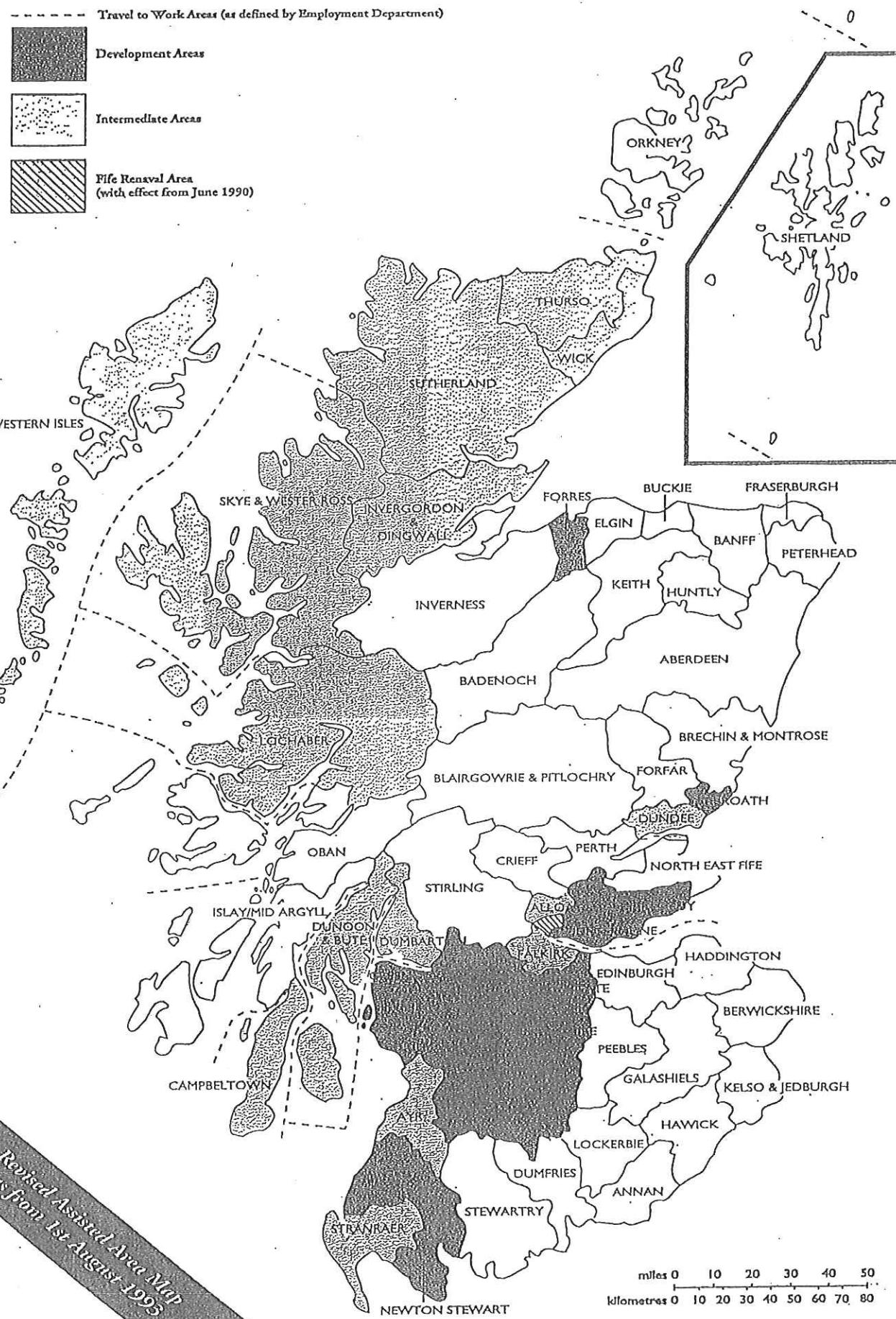
	件数	投資額 (百万ポンド)	雇用創出(人)
1995	84	981	12, 560
1996	86	3, 121	14, 295
1997	87	1, 012	17, 947
合計	257	5, 114	44, 802

⑥ その他の事項

<u>欧洲石炭鉄鋼共同体ローン</u>	<p>欧洲石炭鉄鋼共同体(ECSC)は、担保があれば、固定資産コストの 50%までを低利で貸出している。このローンの対象は、以前に石炭鉄鋼産業地帯だった地域に雇用を創出するプロジェクトで、スコットランドの対象地域はストラスクライド、ロジアン、ファイフの 3 地域である。創出雇用数により、5 年間にわたる年間3%の利子補助を受けることも可能である。</p> <p>このローンは、多くのスコットランド内にある銀行で取扱っており、銀行がローン申請企業と ECSC 基金との仲介をする。</p>
<u>訓練・雇用補助金</u>	<p>スコットランドでは、従業員の再訓練および身体障害者や失業者の採用を奨励するため、補助金を交付している。補助の条件や内容は地域によって異なるが、通常は補助対象となる従業員一人につき、年間 £4,000 を限度とし、訓練コストの最高 50%まで交付される。この訓練コストには訓練に要した材料費、指導費、交通費、宿泊費などが含まれる。</p>

Assisted Areas in Scotland

with effect from 1st August 1993.



Revised Assisted Area Map
as from 1st August 1993

(2) ドイツ

① 連邦合同投資計画

現在、ドイツにおいては、1990年の旧東西ドイツの統合に伴い、旧東独地域への経済支援が国家的な最重要事項であり、旧東独4州に対しては、極めて積極的な投資優遇策が実施され、極端な場合は投資額の半額が戻ってくる仕組みになっている。このような旧東独地域に対する支援とは別に、旧西独地域内においても、経済の停滞が一定水準以下に落ち込んだ地域に対しては、州と連邦政府が連携して積極的な経済振興策を行い、地域のコミュニティがそれを支援するという仕組みが出来上がっている。そのような仕組みの中核をなすものが、連邦合同投資計画である。

この制度は、一定の要件を満たす指定地域内の投資に対して、最高で投資金額の18%にあたる金額を補助金として投資家に支給するものである。補助金のうち半額は連邦政府から、残りの半額は州の財源から出る。連邦政府の資金割り当てには限度があるが、それが枯渇した場合は州のみの補助金(9%)を支給する仕組みになっており、連邦制の仕組みの下、州の自治権限を示すものとして興味深い。

この制度の指定地域となるためには、失業率等のクライテリアを満たさなくてはならない。これは合同特別委員会によって決められた旧西独地域の統一の基準である。特別合同委員会は旧西独を167の地域に分けて、各地域ごとの経済指標等をチェックして指定地域とすべきかどうかを検討する。指定地域に対する補助金の給付は、要件を満たせば自動的に対象となるのではなく、各州の代表と連邦政府の経済省との合同特別委員会により決定されることとなる。委員会が決定するのであって、連邦政府が決定するのではない。また、各州毎の割り当てについては州間の調整が必要であるが、個別案件ベースでは州の決定が實際にはそのまま委員会の決定となることが普通である。

バイエルン州では、クライテリアを満たさない地域に対しては、中小企業の支援活動として、各種の独自策を行っている。これらの中小企業対策は、一定の要件内で、EUの規制を受けない。

現在ドイツ国内では法人地方税について、各コミュニティ(市等)が税率を定めることができると、この制度も近い将来見直される模様である。現在コミュニティが課税主体となっている、法人所得税、付加価値税について課税権限を州に集約する方向で見直しがされている。

5年前に開港したミュンヘン空港の隣接地にエンタープライズゾーンを作ろうという議論があつたが賛成を得られなかつた。ミュンヘン地域は十分な経済的な基盤があり、優遇措置を施してこれ以上経済を強めることに合意が得られなかつた。バイエルン州は豊かな地域であり、例外的な地域を除いては優遇策の対象とならない。

バイエルン州では、一定の雇用を創出する投資に対して、地域により最大18%の補助金を賦与している。また、シュレスウィッヒホルシュタイン州では、エレクトロニクス等に的を絞った地域の産業振興策を行っている。

また、その他の優遇策としては、1)投資資金については、最大18%のグラントに加えて、各種の低利融資等を最大投資額の60%まで斡旋する体制を整え、2)税の減免についてはコミュニティタックスをコミュニティの権限・裁量で減免することがある。また、土地の分譲については、コミュニティが所有するものについては、安価な分譲を心掛けている。

② バイエルン州ローラーフランコニアの事例

バイエルン州は7つの地域に分かれていますが、実際の企業誘致活動はそれらの地域ごとの機関でおこなうのが普通である。連邦合同投資計画に関するところでは、バイエルン州の数十の地域のうち、Schweinfurt(鉄鋼、ベアリング)とHof(繊維)の2つの地域が指定を受けている。他の地域はバイエルン州内では経済的に困難な地域であっても、連邦政府全体からみれば軽微な困難であり、対象地域とはならない。

ローラーフランコニアはバイエルン州の7つの地域のひとつであり、当商工会議所は NRW 州隣接の地域を除く地域をテリトリーとしている。当該地域は、ヴュルツブルクを商業の中心として、シュバインフルトを製造業の中心として発展してきたが、近年の製造業不振により、雇用不安が増大しており、地域の雇用確保が大きな課題となっている。

地域コミュニティのリーダー格は商工会議所であり、許認可の取り付け、投資資金の調達、人材の確保・教育の3点を中心に投資家を支援するのが主要業務となっている。許認可については、土地の利用に関する問題はコミュニティ(市)の権限であり、商工会議所が代理して市と折衝を行うなど、支援体制が整っている。

また、連邦・州政府との関係でいえば、州政府とは頻繁にコンタクトをするものの、州政府に決定権があるため、コミュニティのレベルで連邦政府に直接に交渉・要望等を行うことは希であるとのこと。

ローラーフランコニア地域では、第二次大戦後に産業の集積を行い、シュバインフルトの鉄鋼・ベアリング業を中心とした一大産業地域を形成した。現在では12万5千人の人が建設業を除く製造業に従事しているが、1992年からの産業構造の転換によりもたらされた雇用不安を何とか解消すべく尽力している。

シュバインフルトにはベアリング関連の有力3社があり、この3社および関連会社で地域の製造業の雇用の大半を賄っていた。ベアリング業界の構造不況に伴い、この主要3社はそれぞれ他社との合併等の事業再編を行い、官民あげてその動きを支援してきた。

③ シュバインフルトの産業振興策

シュバインフルトは、第二次大戦後、鉄鋼・自動車部品・ベアリング等を基幹産業として、産業の集約を進めてきた。Schweinfurtには大きな企業が3社あるが、ベアリング中心であるために、自動車工作機械等の業界の盛衰の波をもろに受けることとなった。何度か好不況の波に曝されながらも生き延びてきたが、1990年代に入って、従来の施策では対応しきれなくなってきた。特に1992～3年の時はひどく、人口6万人の街で失業者が1万人に達した。1992年には指定地域となり、1994年にはEUの補助対象地域ともなった。失業率も1992年を経緯に深刻化し、従来8%程度で推移していたものが93年には18%程度にまで上昇した。

対応策として、シュバインフルト市としては、英国の制度に準じたようなエンタープライズゾーンを作りたかったが、州政府の理解を得られなかった。背景としては、地域を限って優遇策を付与する手法にEUが難色を示しているという事実があったようだ。

エンタープライズゾーンの代わりに取った手法としては、市有地を開発して、産業団地を作つて新規の投資家に安価に販売すると共に、建築等の各種許認可については、市当局として迅速に対応し、州政府の許認可が必要なものについては、市があと押しをした。そして、18%のグラントと総投資額の60%までの優遇資金を活用して、金融面での支援も図つた。

取組の成果としては、94年から97年までの4年間で25件、227百万マルクの投資を誘致し、28百万マルクの州政府の開発資金グラントが支出された。グラント給付の対象となつた投資により直接的に、465人の雇用が創出された。この465人と、その他の波及的な投資による雇用創出効果を併せて、5年間で2,234人の雇用が創出された。93年から悪化した失業率は多少持ち直した時期もあるが15%超と依然として厳しい水準にある。ただ、各種の施策を行つていなければ、さらに悪い数字になつていたであろう。

施策の成果もあり、就業人口の構成をみると、第2次産業から第3次産業への転換が進んでいる。

ただ、この地域の特性として、旧東ドイツの影響を考えなくてはならない。旧東独から人が流入してきて失業率を引き上げている。また、旧東独では、40%ものグラントが支給されるのであるから、18%のこの地域はそれと比べると見劣りがする。旧東独地域の振興と、旧西独地域の経済振興との兼ね合いをどうつけるか難しい問題である。

地域内の投資金額の補助金の推移

年	会社数	投資額	補助金	雇用
1994	8	8,617	4,188	34
1995	8	37,220	5,888	74
1996	5	102,635	11,700	219
1997	4	78,730	6,354	138
合計	25	227,202	28,130	465

失業者数及び失業率の推移

年	失業者数	失業率
1991.9	1,955	8.6%
1992.9	2,210	9.5%
1993.9	3,528	17.8%
1994.9	3,441	14.7%
1995.9	3,201	13.8%
1996.9	3,608	15.8%
1997.9	3,836	17.4%

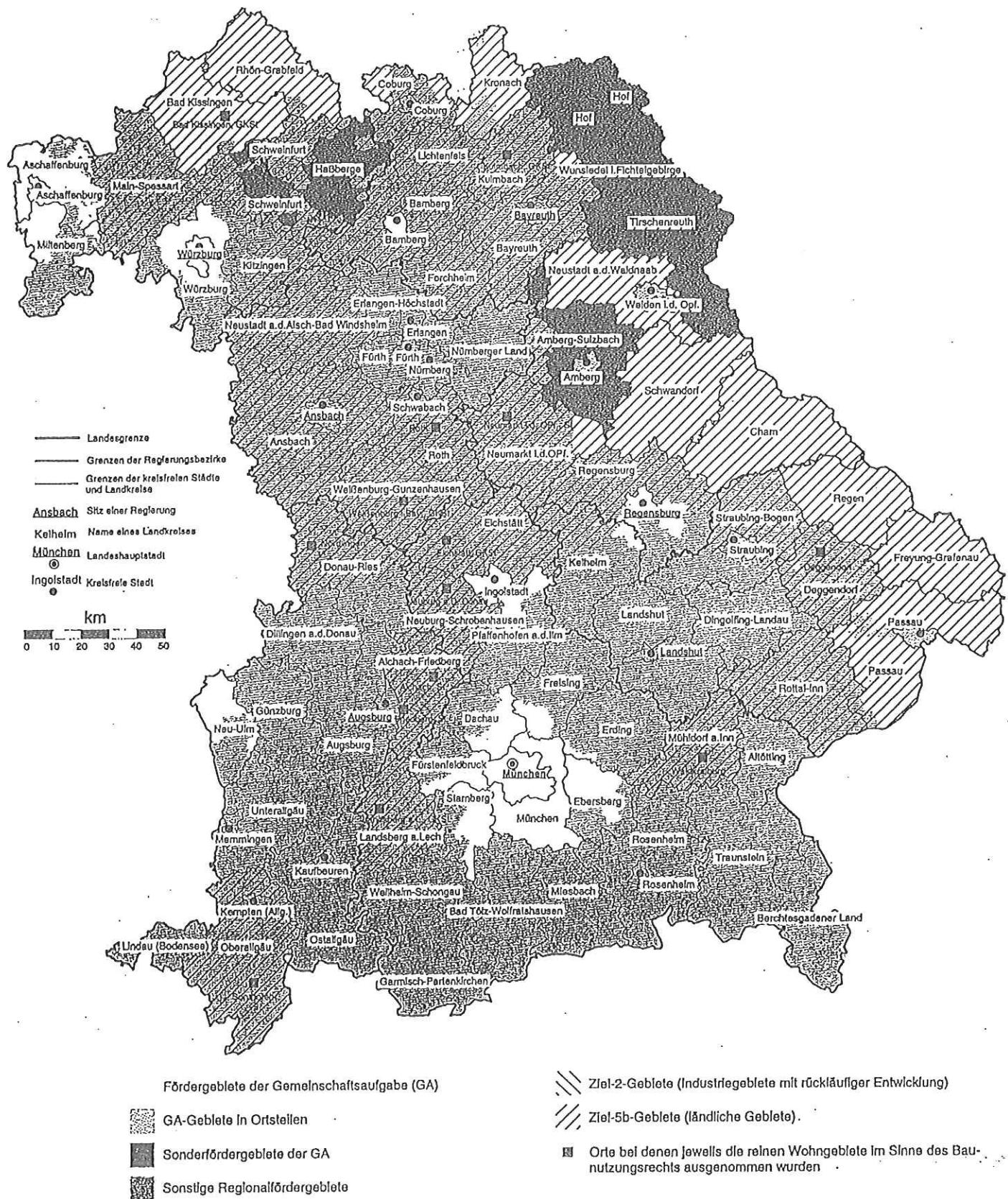
セクターごとの雇用者数の推移

	1992	1996	増減	増減率
労 働	49,862	43,722	-6,104	-12.2%
一次産業	664	510	-154	-23.2%
	1.3	1.2		
二次産業	29,957	22,822	-7,135	-23.8%
	60.1	52.2		
三次産業	19,205	20,390	+1,185	+6.1%
	38.5	46.6		

Fördergebiete

der Gemeinschaftsaufgabe „Verbesserung der regionalen Wirtschaftsstruktur“

und der EU-Strukturfonds (Ziel-2- und Ziel-5b-Gebiete) Stand 1.10.1997



(3) フランス・米国

① フランスの免税特権地域 (La Zone Franche) について

当該制度は、フランスの保守勢力の中では最も自由放任主義的な思想を持つアラン・ジュペ前首相のもと、従来の産業保護政策による景気回復・地域振興ではなく経済的なインセンティブを付与することにより民間の自立的な活力を利用して地域振興や経済格差是正を図ろうとする極めてサッチャーイズムやレーガンomicsに近いものである。国民議会における長期にわたる審議や、地域特定の優遇措置に否定的な見解をとる欧州連合政府との綱引き等の後、1996年11月14日の都市間協定に関する法律(国民議会)の成立、1996年12月26日の政令制定、欧州連合政府の承認を経て、1997年1月1日からの新制度発効となった。

制度存続期間	1997年1月1日から2001年12月31日まで (5年間の时限措置)
目的	地域間経済の格差是正及び地域振興 都市経済の再生
指定地域	<p>域内人口1万人以上の44ゾーン (内訳:フランス本土38、コルシカ全島、海外領土5) コルシカなどの発展途上地域からリール市のような先進地域ではあるがインナーシティ問題を抱える地域等様々である。</p> <p>インセンティブ[*]：原則として当該地域に、制度存続期間内(2001年末まで)に立地する従業員50人以下の企業に与えられるが、それ以上の規模の企業でも一部特典を受けることができる。</p> <p>地域によりフランス国内での売上率や、地元住人の雇用達成率等の制限がある。</p> <p>(1) 税の軽減(設立後5年間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①年間収益40万フランを限度とした法人税の免除 ②職業税の課税対象基礎控除額としての30万フランの付与 ③不動産税の免除(建物が建てられている場合) ④営業権、顧客譲渡の場合の登記料の割引 <p>(2) 社会保険料の雇用者負担分の減免(地域により異なると思われる。)</p> <p>(3) 官庁関係の諸手続きの簡素化</p>

同じ中央集権国家でも日本と違い、国政への代表者が地域行政の直接の責任者であるため、政治主導でこのような制度が実現したと思われる。

免税特権地域開発政策と欧州共通経済政策の関連に注目すると、欧州は既に統合市場を形成し、1999年1月からは共通通貨も発効して、経済政策は統合欧州共通として実施されることとなっている。

そのため、各国独自の競争制限行為や特典を付与することによる経済開発や地域政策は原則行わないこととしているが、後発地域に配慮した格差是正経済政策は認めている。

この免税特権地域制度もハンデを持った発展途上地域経済のかさ揚げや、先進地域でも外部要因により衰退したインナーシティ問題の解決方策として欧州政府も承認しているし、欧州市場の統合が一層進展しても、個別地域的(都市衰退地域や後進地域、旧共産圏開発、戦災復興等)なまた個別産素振興を目的とした(例えば農業)振興政策は残っていくと思われる。

② 米国各州の産業振興策

米国においては、各地域の産業振興策は基本的に州以下の地方政府において進められるのが原則である。従って、ゾーニングを活用した産業振興策も、フォーリントレードゾーン等の通商関連の分野を除いては、州が主体となって取り組まれる。ノースカロライナ州をはじめ、いくつかの州ではエンタープライズゾーン等の取組みがなされているが、各州が独自の法律により対応するので、それぞれのプログラムは異なったものとなっている。ここで注目すべきは、いくつかの州・地域においては、自治体が出資をして産業振興のための非営利民間組織を運営して企業誘致にあたっている点である。連邦政府は原則として特定地域の産業振興のための財政支出はしないが、何らかの理由で大きな経済的な損失を受けた地域に対しては、かかる産業支援組織の運営費用等を負担することもある。

各州の事例を挙げれば、サウスカロライナ州は積極的な産業振興策で知られている。州都コロンバス周辺の都市中心部を除いて、州内のほとんどすべての地域をエンタープライズゾーンと位置づけて、積極的な産業振興策をすすめている。ここで注目されるのはチャールストン周辺である。ここは、米海軍の基地縮小に伴い、関連産業も含めて多くの失業者を出すに至った。この経済危機を克服するために、連邦政府よりフォーリントレードゾーンの指定を受けるとともに、連邦政府の支援により、非営利民間組織の産業支援組織を運営して企業の誘致、産業の振興につとめている。

ノースカロライナ州の特徴は人材育成、教育に力を入れている点である。州内全域を網羅するゾーニング策を探ることなく、税制優遇などの経済的な優遇策には必ずしも積極的ではない。州内のコミュニティカレッジを駆使することにより、就業前の教育、社会人の再教育等、積極的に取り組んでいる。その姿勢はリサーチトライアングルパークに象徴的にみられる。

ヴァージニア州は典型的なエンタープライズゾーン政策を展開している。州内数十カ所を選んで税制優遇規制緩和等の優遇策を付与しているが、ここで注目すべきは、そのゾーニング地域の選定方法である。同州では、ゾーニングの指定を受けるかどうかは基本的にカウンティの自主制に任せている。指定を受けるカウンティは州より優遇策を受けると同時に、自らも応分の負担をする必要がある。州内でも地域の自己責任原則が貫かれている。

その他のゾーニング策としては、英米のフォーリントレードゾーンが挙げられる。英米両国においてはフリートレードゾーン(FTZ)を設置し、当該地域での関税の繰り延べ措置などを講じている。これらの地域は、英国であれば環境省、米国であれば各州の定めるエンタープライズゾーン等と独立して、あるいは同じ地域が重複指定を受けることにより産業の振興をはかっている。ただし、通商問題に関する事なので、両国ともに本件は中央政府の管轄となっている。(英国では通商産業省が、米国ではワシントンDCにある委員会が管轄している。)

FTZの特色としては、それがエンタープライズゾーンと独立して制定されているということだ。したがって、両制度をともにうけている地域もある。FTZの効果は流通面だけではなく、製造業の誘致にも効果がある。製品加工をして再輸出する場合はもちろんあるが、FTZで原材料を輸入して、最終製品もしくは中間製品に加工して国内で販売をする場合、関税、輸入規制の面で優遇されることとなる。

(4) EUを中心とした先進諸国の投資促進策の流れ

① 地方自治体の主権に基づく投資促進要素

その土地の真の実力で誘致競争をしようということである。これらもまた自治体権限を確立してはじめて可能となる。その要素としては、

- 1) タイミング。いかにして各種許認可権限の行使を迅速かつ効率的に行うか。それが投資家にとって魅力となる。ちなみに、ドイツでは土地の利用・開発をはじめとする各種の許認可権限は州に集中しており、連邦政府の管轄する部分はほとんどない。
- 2) インフラの質。各種物流交通機能その他、投資家にとって魅力的な産業インフラを整備する必要がある。
- 3) マンパワー。進出企業に取っては然るべき人的資源・労働力を確保できるかどうかは非常に重要な問題であり、この点について地域の人材の蓄積を図る必要がある。等の諸点が考えられる。

② 地域の競争促進の視点

通貨統合の流れと軌をひとつにして、EU が加盟国の経済開発計画についてのコントロールを強化している。また、政府財政規模の圧縮に努めると共に、産業誘致の面での公正(Fairness)の確保という2つの視点から、投資優遇策のより効率的な運営が望まれている。経済の状況を見る場合、絶対的な経済の水準と、失業率等の指標に表れる経済の盛衰の流れの両方から見ていく必要があろう。

EUを中心とした欧州の産業振興策の流れは、自由競争促進の観点に立つことであるが、自然災害のみならず社会的災害(例えば、火災、暴動、制度の変換や予期せぬ経済事情に伴う地域産業の不振など)を原因として経済的な困窮に陥った地域に対しては、国全体として経済的優位性を有する国においても、経済の落ち込んだ地域に対しては、それなりの地域優遇をしている。

③ 投資促進策の大きな流れ

かつて1970～80年代には各国が独自の産業振興策を行い、地域を限定して優遇策を付与する手法も一般的であった。典型的なものは英国のエンタープライズゾーンであり、またドイツも冷戦構造に対応した産業振興策を取っていた。

ベルリンの壁が崩壊し、EU が結束を強めるに至って、地域統合の大きな流れのなかにあっても、例外的に、経済的な梃子入れが必要とされる地域(経済の水準が EU の平均を大きく下回る地域もしくは時系列的に失業率を中心とした経済指標が大きく落ち込んでいる地域)に対しては、優遇策を認可する仕組みとなっている。

従って、国として捉えるというよりも、各個別の地域の経済を認識するという観点に立っている。加盟国の中で経済の水準が低いポルトガル、アイルランドのような国々は、ほぼ全土にわたって積極的な優遇策を付与することが可能であるのに対して、ドイツのように経

済水準の高い国の各地域(特に旧西独地域)においては、経済の絶対的な水準が一定程度確保されていても、失業率等の各種経済指標の時系列的な落ち込み具合に着目して、優遇地域の指定を行っている。自然災害や産業構造の転換等の問題で経済が衰退した場合には、EU域内では相対的に経済水準が高い地域であっても、指定地域とされるのである。

④ 優遇策の在り方

優遇策の中身については、経済開発計画の透明性確保が大きな課題となっている。その点から、税の減免よりもより透明性の高いものとして投資補助金(Grant)のほうが好ましいとの見方が広まっているようだ。税の減免は移転価格税制の問題等もあり、やや透明性を欠くという指摘もある。投資促進の観点からしても、補助金として、投資額に対する一定の見返りを直接的に与えるほうが、進出企業により大きな投資意欲を与えるものとして期待される。

特定の地域の経済振興を図るためにには、企業誘致を最重要の課題として位置付け、積極的な優遇策を展開する必要があり、その点からして、今後は、国単位で物事を考えるのではなく、地域が前面に出る形での地域経済の振興策が課題となろう。

3. 産業振興策のパターン

(1) 先進国型と途上国型

① 経済構造に対応したゾーニング

現在、世界のいくつかの国々でゾーニングを活用した産業振興策が採られているが、その在り方、内容は、経済の発展段階に応じてその特徴がみられるようだ。途上国の追い上げ経済型と先進国の成熟経済においては、おのずとその在り方も違ってくる。途上国においては、なにもない状況から新しい産業基盤を作り上げることから、新規開発といった色彩が強くなるのに対して、先進国では、経済的に落ち込んでいる地域を如何に立て直すかといった視点がより重要になってくる。

ゾーニング策の二つのパターン

	途上国型の追い上げ経済	先進国型の成熟経済
主要目的	外国資本の導入 技術移転 雇用促進	経済衰退地域の再開発 雇用機会の創出 新産業の育成
主要優遇策	産業基盤の整備 開発用地の優遇分譲・貸与 輸入・為替・資本等の規制の緩和 税制優遇・補助金	産業基盤の整備 開発用地の優遇分譲・貸与 建築等規制の緩和 税制優遇・補助金
運営主体	輸出加工区庁、投資委員会など、ゾーンに関する権限を集中した中央官庁を組織する場合が多い。	中央政府、地方政府の監督のもと、地域ごとに開発公社等を組織して運営されることが多い。
立地選定	経済発展が見込まれる地域を指定 地域の新規開発をおこなう。	経済的に衰退して、再開発が必要な地域を対象とする。
立地選定の留意点	国全体の産業振興の視点から、発展の潜在力のもっとも高い地域が選ばれる。	地域が抱えている問題を解決するためにゾーニングがとられる。地域振興が主要課題である。

② 追い上げ経済型のゾーニング

現在、ゾーニングを活用した産業振興策として、より注目を集めているのは、途上国型の追い上げ経済型のゾーニングであろう。これらの諸国は、資本その他の面で規制が多く、また産業インフラが不備な点から、特定の地域に外国資本を効率的に投入し、経済の振興、技術移転を図るものである。最初の成功事例は台湾の高雄等の輸出加工区である。その際の地域の選定基準は、港湾等の条件を加味しながらも、人工的に新たな産業基盤を形づくる点にある。いわば、国全体の産業振興の要請があって、国の代表として地域が選択される訳であり、国全体の産業振興という視点がまず前面に出でることとなる。

くわえて、これらのゾーニング策のねらいの一つに技術移転が挙げられている点が注目に値する。また、規制の緩和については、一般的に制限されている為替・資本等の規制の緩和、機械等の資本財の輸入優遇等が特徴である。

途上国・地域のゾーニング活用の事例

国地域名	ゾーニングの名称	政策の概要
台湾	輸出加工区	外国人投資条例に基づき、高雄をはじめ国内3ヵ所に設けられた。アジアNIESの発展の原点ともいえ、他の途上国の見本ともなった先進的な取組みである。
ベトナム	輸出加工区	外貨獲得と企業誘致を目的に1992年より着工。現在、全国で6ヵ所の地域が輸出加工区としての指定を受けている。インフラ整備、税制優遇に加え、諸手続きの簡素化が投資家にとって魅力となっている。
中国	経済特別区	1980年に「改革・開放の試験地区」として開発された。経済発展の牽引車として、他の地域とくらべて、投資等の面で自由化が進んでいる。
メキシコ	マキラドーラ	1965年からメキシコが建設した保税加工区。米国を中心に資本を導入し、加工組み立て産業を育成して、輸出を振興しようというもの。

以上のような追い上げ経済型のゾーニング策に対して、欧米先進国を中心とする成熟経済においては、第2章で見てきたように少し異なる形でのゾーニング策がとられている。その最大の違いは、国全体の産業振興という面はあるものの、特定の地域をどのように産業・経済の面で立て直すかということがそもそもの出発点となっている。ミクロのレベルからの要請に基づいていた産業振興策ということができる。したがって、各地域の個別の歴史、事情に配慮した、よりきめの細かい政策が必要になってくる。先進国の場合には、特定地域への例外支援が「秩序と効率」を破壊するのみならず、むしろその特例の成果が国全体の経済効率を押し上げる場合が多い。

また、新規産業の育成に際しては、当然のことながら次代を担う先端産業に焦点を当てることとなっている。また、規制の緩和については、通商関連のものに加えて、建築、各種許認可等の国内手続きの面が重視されている。

(2) 発展段階に応じた産業振興策

① 産業クラスターの発展段階

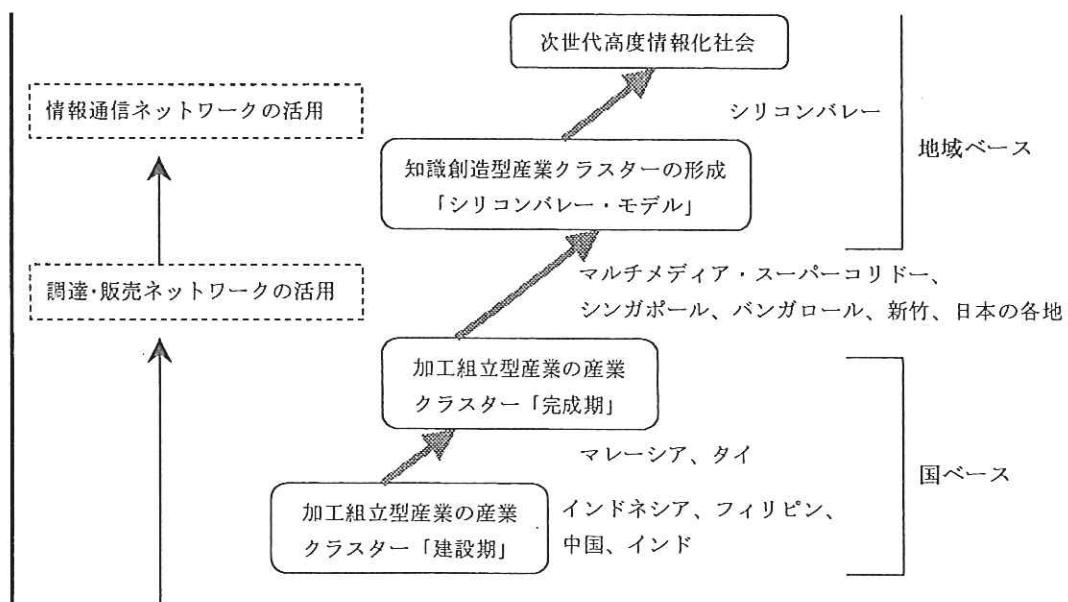
一国或いはある特定地域の産業は、その発展段階に応じて、それぞれの特色を持つこととなる。発展段階に応じて、重点となる産業クラスターが異なる。現在のアジア諸国の事例を見てみると、インドネシア、フィリピン、中国、インド等では、加工組立産業の産業クラスターが「建設期」に当たっているといえよう。また、韓国、台湾、マレーシア、タイ等では、それらの加工組立型の産業クラスターが「完成期」に近づきつつある段階である。これらの発展段階における特色は、国がベースとなって、その産業の構築を進めている点である。いわゆる、開発独裁や投資委員会による企業誘致の促進であり、国が中心となってその国の産業政策を進める、いわば「一国一制度」の段階と言えよう。

これに対して、産業の発展段階が一定水準を超えて、知識創造型産業クラスターが形成される段階に達すると、「国」に代わって「地域」がその主役に躍り出ることとなる。その背景としては、政府の果たしうる役割の変化がある。加工組立産業育成の段階では、関税政策、輸入割当、国産化義務付け等の産業政策が重要性を持ったし、限られた資本を如何に配分するかという問題も重要であった。しかしながら、発展段階が一定以上に進んだ場合、経済の自由化がそれに伴って進展し、政府の果たす役割は次第に限られたものとなってくる。

シンガポール、インドのバンガロール、及び日本のいくつかの地域等においては、シリコンバレーをモデルとして、地域ベースの次世代高度情報化社会を目指している。これらの取り組みは、国全体として、一定の方向性を示すというよりも、各地域が地域主体の活動をしており、これらの各地域は相互にネット網で結ばれることとなる。事実、現在においては、シリコンバレーで開発されるコンピューターソフトの多くは、バンガロール等の開発コストの低い地域で開発されたものを活用するような仕組みが出来上がっている。

地域ベースの発展段階に到達した時点で政策的に重要なのは、この発展段階に到達した後は、政府は各地域の自主的な動きを促進する方向に進まなくてはならない、ということだ。自らの手に、財政、許認可権限等を集中し、各地域の自律的な発展を阻害しているとすれば、そのような制度を即刻改め、「一国多制度」への速やかな移行を進めるべきである。

産業クラスターの発展段階(イメージ図)

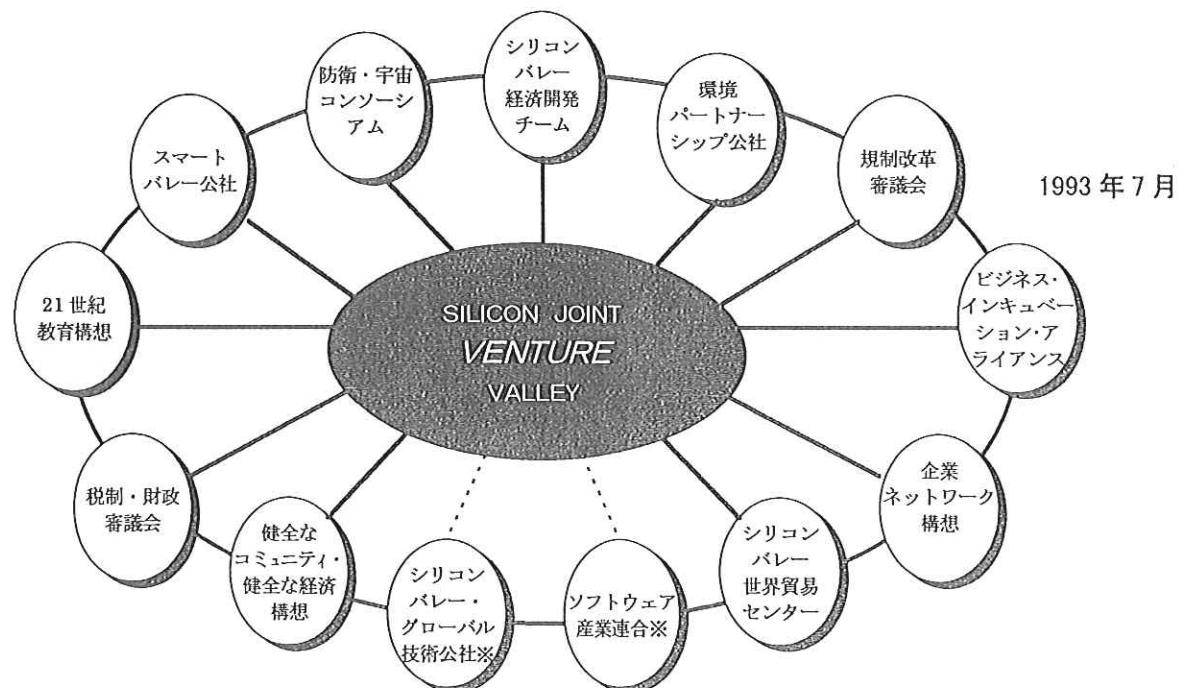
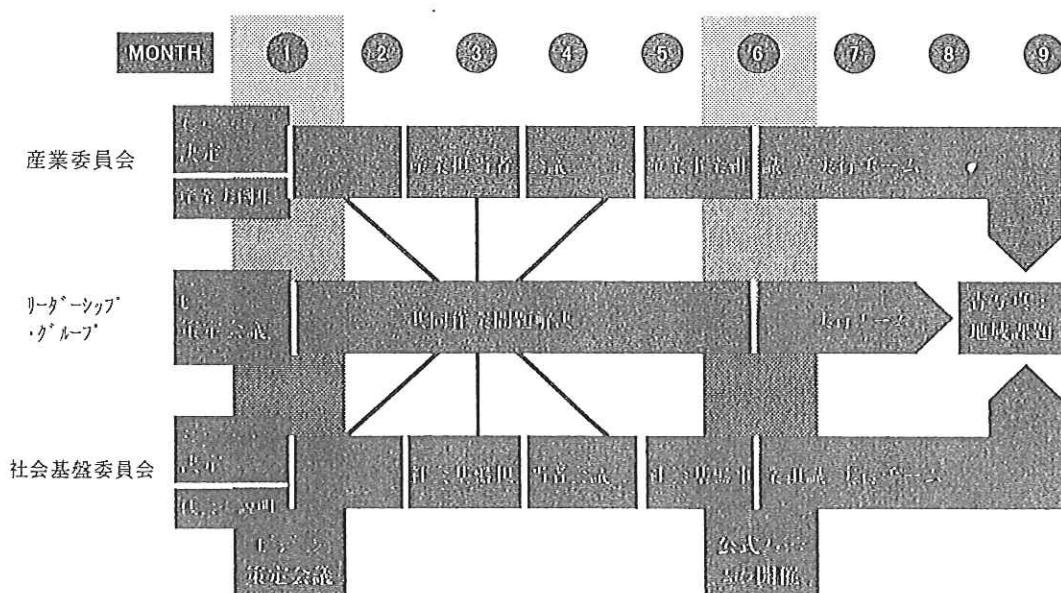


②シリコンバーネットワーク (SVN) の意義

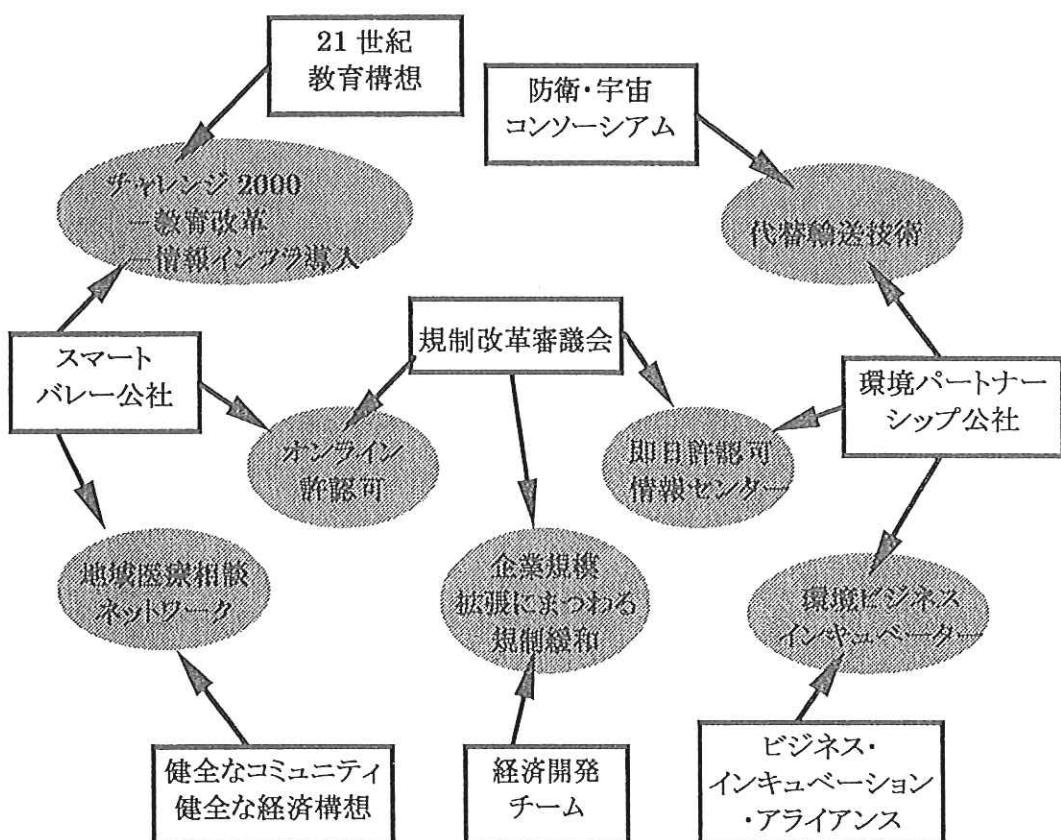
シリコンバレーでの地域産業の振興をより一層促進したものとして、スマートバレー公社の試み、シリコンバーネットワーク(SVN)が注目される。この試みは1992年よりなされ、現在においては大きな成果をもたらしている。

ジョイントベンチャー：シリコンバレー・ネットワーク (JV: SVN) とは何か

ビジョン	世界の中で競争し、協働するための地域コミュニティを作る。
使命	企業、政府、教育機関、コミュニティから人材を集め、経済の活力と生活の質の向上に貢献する地域の問題に取り組む。
地理的条件	ジョイントベンチャーの地域ネットワークは、人口にして 200 万人以上、米国の中の 18 の州より大きな地理範囲をカバーする。その地域には、サンタクララ郡の全部、サンマテオ、サンタクルーズ、アラメダ郡の一部を含む。
組織	現在、JV: SVNには、ひとつのコア組織と活動内容に応じた 11 の事業組織(プロジェクト)がある。コア組織は事業組織の発展を支え、進歩を管理し、内部また外部とのコミュニケーションを助け、シリコンバレーの経済的変化と生活の質の向上を追跡する。また新たな地域の課題についての公開討論の場として機能する。 事業組織は 1993 年の共同作業戦略プロセスに盛り込まれた項目を実行する。コア組織と各事業組織は、1 年に一度合意文書を交わして、分担する作業を定義、調整する。
運営体制	JV: SVNは、25 から 30 の企業、政府、教育機関、コミュニティのリーダーからなる理事会が運営しており、年 5 回の会合を持つ。サンノゼ市長のスザン・ハマー、シリコングラフィックス社の会長兼CEO(最高経営責任者)であるエド・マクラッケンの二人がJV: SVN理事会の共同議長を務める。11 の事業組織はそれぞれ理事会または評議会が管理している。 前カリフォルニア州上院議員のベッキー・モーガンがJV: SVNの専任社長兼CEOとして働いている。400 人以上のメンバーからなるリーダー会議はネットワークの活動を正しい方向に導く役割をもつが、これは地区選出の政治家、企業幹部、コミュニティと労働組合のリーダーまた事業組織のリーダーで構成されている。 JV: SVNのコア組織は、非営利の 501(c)6 条組織である。事業組織もまた 501(c)6 条組織、501(c)3 条組織かまたはコア組織の援助を受けて活動している。
予算と資金調達	ジョイントベンチャーのコア組織は、1994～1995 年は年間 1700 万ドルの予算であり、これには 6 つの事業の予算も含まれる。独立した事業組織の年間予算は、13 万ドルから 100 万ドルあるいはそれ以上の範囲である。ジョイントベンチャーのための資金は大小の企業、市、州、連邦政府、専門職組合、労働組合、財団、そして個人から提供されている。

JV: SVNと各事業ジョイントベンチャー共同作業プロセス設計

各事業間の協力



③ EZ型の産業政策の必要性

以上、見てきたように、産業の発展が一定段階を超えた状況では、各地域の自主性に任せた産業振興策を行うのが最善である。とすれば、EZのようなゾーンニング策を活用した産業振興の仕組みは不要になるのであろうか。答えは否である。そのような段階に至っていない、地方が自主性を与えられていない、自然災害や産業構造の転換で、経済の活力がそがれた、というような状況では、地域が独自に産業振興策を展開できるまでの次善の策として、EZ型の政策が意味を持ち、それが国全体に貢献して新たな段階への移行を加速させるようになる。

4. 現状の問題点と今後の課題

(1) 地方と中央の財政の構造

① わが国の地方と中央の財政構造

わが国の財政収入は中央依存であり、地方交付税交付金、補助金の形で各地域に再分配されている。地方の自主財源が少ないと、自治体間の財源再配分に際して用途等に種々拘束があることの2点が問題である。

わが国においては、財政の面での中央集権制度が顕著である。それは、地方自治体の自主財源の比率に表れている。現在、自治体の予算総額は100兆円近くに達しているが、そのうちの自治体の自主財源である地方税収入は3分の1程度にすぎない。残りの大部分は、地方交付税交付金、補助金などの形で中央政府から補填を受けている。ここでは、地方交付税交付金に着目してみたい。

次ページの表でみると、東京を除く地方自治体は、約40兆円余の国税を納付しており、それに対して、総額約16兆円余の地方交付税交付金を受け取っている。すなわち、40兆円のうちの約4割にあたる16兆円程度は中央政府が吸い上げてそれを地方に分配する仕組みになっており、いわば、中央政府を通して、財政に余裕のある自治体から困窮した自治体へ資金の移動が行なわれているのである。全国一律に一定のサービスを提供する観点から平常時にはこの方法はそれなりに機能しているのであるが、当然自治体によって、支払い超過のところと受け取り超過のところが出てくる。兵庫県は、2兆円に近い国税を納付しながら、6,000億円程度しか交付金の恩恵に浴していない。このような財政の仕組みは平時であれば、それなりに機能するのであるが、大震災に構造不況が追い打ちをかける状況で、妥当なものかどうか疑問である。

②産業振興策に向けた課題

ゾーニング策等により一定地域に産業を振興させようという場合、当然行政としてはかかるべき費用を負担せざるを得ない。費用と効果の兼ね合いで政策の可否を決定することになると同時にその費用に見合うだけの効果が、税収なり、雇用なりに表れるのであるが、中央集権制の場合の問題はその費用と効果の帰属先が国と地域とでギャップが生じていることがある。連邦制の場合は、地域が負担した費用に見合うだけ将来の自主財源の強化ということに繋がりやすいために、ゾーニング等の産業振興策も一つの事業としての運営が容易である。これに対して、中央集権制では、インセンティヴの財源を中央に依存するとともに、将来的な税収効果の多くの部分も中央に帰属するために、当該地域がゾーニング策の当事者たり得ないという事情がある。

震災後の神戸地域の事例をみても、もし、兵庫県全体の国税超過負担分に見合うだけの自主財源が震災地域の裁量に任されていたならば、兵庫県なり、神戸市なりで独自の振興策がとれたであろう。

兵庫県の国税負担額と交付金受領額の比較

	平成7年度	平成8年
(1)全国の国税徴収決定済額	58兆0, 865億円	57兆4, 089億円
(2)東京都の国税徴収決定済額	17兆1, 886億円	17兆0, 868億円
(3)東京都以外の国税徴収決定済額(1)-(2)	40兆8, 979億円	40兆3, 221億円
(4)兵庫県の国税徴収決定済額	2兆0, 100億円	1兆9, 642億円
(5)国税徴収決定額の兵庫県シェア (除、東京都)(4)/(3)	4. 9%	4. 9%
(6)地方交付税交付金の予算額	16兆1, 529億円	16兆8, 891億円
(7)兵庫県の交付金受領額実績	3, 068億円	3, 187億円
(8)県下市町村の交付金受領額実績	2, 611億円	3, 210億円
(9)県及県内市町村の受領額実績(7)+(8)	5, 679億円	6, 397億円
(10)兵庫県及県内市町村の交付金受領 シェア(9)/(6)	3. 5%	3. 8%
(11)全国(除、東京都)の国税額に対する 地方交付税交付金の割合(6)/(3)	39. 5%	41. 9%
(12)兵庫県の国税額に対する地方交付税 交付金の割合(9)/(4)	28. 3%	32. 6%

(資料)国政庁「国税庁統計年報書」、兵庫県「兵庫県統計書」

(2) 産業活動に関する規制

①規制の多さ

財政の中央集権制と並んで問題なのは、民間企業の活動を制限する規制が多いこと、またその規制の多くが地方自治体ではなく中央政府の管轄下にあることである。現在、日本には1万を越える経済活動に対する種々の規制があるといわれている。それに加えて、行政指導等法令を根拠としない不透明な形での経済活動への行政の介入もみられる。行政が深く経済活動に関与するこれらの手法は、経済が追い上げ段階にある途上国では有効な手法であり、現在の新興諸国の中にも、政治・政府が深く経済活動に関与することにより経済振興が図られている事例もみられる。事実、わが国においても、高度経済成長の過程では、政官財の一体となった経済運営が成功をもたらした面もある。しかし、この手法が有効なのは経済が一定段階まで発展するまでであり、経済が成熟段階に入ると、自己責任原則のもとで、行政は最低限の監視監督を行うことに専心するほうが効率的なようである。今、求められているのは、行政の関与を極力押された形で民間企業の活力を引き出す手法である。

②許認可権限の中央集権

規制の緩和が課題であるが、併せて問題となるのは、許認可権限が地方自治体ではなく中央政府に集中している点である。これは、中央集権制のもと、全国どこにいても同じルールが適用されるべきとする平等であることに力点を置いた政策である。同じ中央集権制ではあっても、英国の場合は連合王国としての性格からしても、日本よりも規制許認可権限の地方分権化が進んでいるものと考えられる。今、わが国で課題となっているのは、地域がそれぞれの潜在力を引き出して、如何にしてその地域の特性に適合した政策を進めていくかということである。地域が独自の自立した政策を遂行するためにも、規制許認可権限の中央から地方への移転が望まれる。

③規制緩和委員会の報告

平成10年3月、政府は規制緩和推進3ヶ年計画を閣議決定し、我が国の国際経済社会の抜本的な構造改革をはかり、自己責任と市場原理に立つ自由で公正な経済社会としていくため、次ページのような、規制緩和のための分野別措置事項を取りまとめた。

規制緩和分野別措置事項

1 <u>競争政策関係</u>	v) 建設資材
2 <u>住宅・土地、 公共工事関係</u>	vi) 食品、医薬品等 vii) 自動車、船舶、鉄道 viii) 電波等 ix) 労働安全 x) 計量器 xi) その他
(1) 建築 (2) 設備・工事等 (3) 容積率等 (4) 宅地供給等土地利用 (5) 公共工事 (6) その他	(2) 輸入検査等 (3) 輸入、通関手続等
3 <u>情報・通信関係</u>	7 <u>金融・証券・保険 関係</u>
(1) 通信 (2) 放送 (3) 通信と放送の融合 (4) 周波数割当 (5) 無線局の免許・検査等 (6) 社会・行政の情報化 (7) その他	(1) 金融 (2) 証券 (3) 保険
4 <u>流通関係</u>	8 <u>エネルギー関係</u>
(1) 大規模小売店舗 (2) 酒類・たばこ販売 (3) アルコール専売 (4) 医薬品、食品衛生 (5) 農産物等 (6) 割賦販売 (7) 商品先物取引	(1) 石油 (2) 電気事業 (3) 一般ガス・熱供給事業
5 <u>運輸関係</u>	9 <u>雇用・労働関係</u>
(1) トラック事業等 (2) バス事業・タクシー事業等 (3) 自動車の登録・検査 (4) 鉄道事業 (5) 海上運送事業等 (6) 船舶航行 (7) 船員 (8) 航空運送事業等 (9) その他	(1) 雇用 (2) 労働時間等
6 <u>基準・規格・認証 ・輸入関係</u>	10 <u>公害・廃棄物・ 環境保全関係</u>
(1) 基準・規格・認証 i) 基準・認証制度 ii) 電気、ガス、消費生活用製 品等 iii) JIS iv) JAS	(1) 公害等 (2) 廃棄物 (3) その他
	11 <u>危険物・防災・ 保安関係</u>
	(1) 高圧ガス保安法関係 (2) 液化石油ガスの保安の 確保及び取引の適正 化に関する法律関係 (3) 労働安全衛生法関係 (4) 消防法関係 (5) その他
	12 <u>教育関係</u>
	(1) 初等中等教育 (2) 高等教育 (3) その他
	13 <u>医療・福祉関係</u>
	(1) 保健・医療 (2) 福祉 (3) 保険・年金
	14 <u>法務関係</u>
	15 <u>その他</u>

(3) 一国多制度の産業振興策の展開

① 地域の投資優遇策の活用

ゾーニングを活用した産業振興策は、その国の個別の事情に基づき様々な手法が取られている。連邦制の国家では、通商にかかるフォーリントレードゾーン等を除いて、基本的に地域の産業振興は州以下の地方政府の政策課題であり、各地域が独自の産業振興策を競うこととなる。そのために、各地方政府は地方税収の面で自主財源が保障されており、地域の産業振興策についての決定権を持っている。これに対して、中央集権制の国家では、まず財政の面で地域独自の取組みには大きな制約がある。税収の主要部分を中央政府が徴収し、必要に応じてその一部を各地域に再分配する仕組みになっているので、連邦制であれば充分自主財源で運用できるはずの自治体もまた財政的に中央政府に依存せざるを得ない。また、規制や許認可権限の面でも状況は同様である。連邦制の国では、州及びそれ以下の自治体で自由にルールを作つて産業政策を推し進めていく自由と責任が保証されているのである。これに対して、わが国においては、不動産開発、建築等の規制から始まって、商業施設の営業許認可、地方交通機関の運営に関するまで、基本的に中央政府の管理下に置かれている。このような諸規制が震災復興に努力する地方自治体の手を縛る結果となり、例えば地方独自のゾーニングによる産業復興策をとろうとしても、その効果は限定的なものとならざるを得ない。

② 次善の策として当面対応

以上、みてきたように、わが国の地域経済振興策を本格的に軌道に乗せるためには、阪神淡路産業復興推進機構の管轄地域である10市10町のように、一定規模以上の経済基盤を持つ地域については、財政、許認可権限の両方の面で、決定権を大幅に地域に移していくことが肝要である。ただ、そのような根本的な制度の変更は早急に解決できる問題ではない。財源・許認可権限の地域への大幅な移行の仕組みが整うまでは、現在実権を把握している中央政府が主体となって、地域の実状に応じた柔軟な産業支援策を運営することが望まれる。

日本のような中央集権制の国家でゾーニング策を展開する場合には、英国のエンタープライズゾーンのように、中央政府の強力な支援を受けた形でなくては、なかなかその効果が現れないであろう。今までの、わが国の産業政策を振り返ってみると、構造不況業種の梃子入れ等、産業ごとに区分された経済振興策は様々な事例があるが、地域の開発という点では、特に安定成長期に入って以降、ゾーニングを活用した振興策が有効に機能しているとは言い難い。それは、全国一律な仕組みでなくてはならないとする管理する側からの発想であり、一国多制度は認められないとする画一的な発想からくるものである。

特定の地域を優遇することは、選定に漏れた地域に不利益をもたらす、という一面は完全には否定出来ないことは事実である。地域の選定が難しい問題であることは理解できるが、基地を抱えて産業の育成が遅れている沖縄や、震災の影響が残り、産業構造の転換に苦しみ、最後の頼みの公共工事も先細りの阪神・淡路地域のように、他の地域にはない、戦後復興課題や震災の影響の克服といった問題を抱える地域を指定して、中央政府主導のゾーニ

ング策を取ることが必要であろう。

③ 国家的課題克服の突破口

ここで、重要な点は、沖縄や阪神・淡路といった、特殊な事情で経済的な問題を抱えた地域に対して有効な手立てを講じることが、先進的な事例となって、結果的に、日本の他の地域の経済振興に貢献するという点である。

現在のわが国の国家的な課題は、急速に進展する経済社会の国際化に対応するために、自己責任原則と規制緩和を大きな流れとして、経済・産業の構造を変革していくことである。しかしながら、国全体の産業政策を転換していくことは、一朝一夕に出来ることではなく、またいくつかの試行錯誤も避けられない。施行段階に入っても、新しい制度を作つて、それを全国一斉に導入するのは時間がかかり効率的ではない。税制の見直しにしても、規制の緩和にしても、全国規模で一律に行つには、大規模な組織の変革、人員の再配置が必要になる。

そこで出てくる代替案が、いくつかの先進的なモデル地域を選んで、そこで先行して試験的に数々の施策を試みるというものである。そのような方法を探ることにより、導入すべき新制度の評価をすることができ、また時間も節約できる。そのような試行錯誤の段階を経て、地域経済の問題に対応できる仕組みを構築していくことが、現在の閉塞状況に陥っているわが国経済を立て直す有効な手立てとなるであろう。限定された地域を指定して優遇策を付与した、ゾーニング策を進めることは、とりもなおさず、国家的な課題の突破口を開くこととなるのである。